

◎「学則」及び「教職課程履修細則」における教職課程関係科目の下線および着色について

全体を通して、様式第2号に記載した科目について下線を引いた。また、着色の意味については以下の通りである。

1 地域総合学部 地域コミュニティ学科

【中一種免（社会）】

- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【高一種免（地理歴史）】

- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【高一種免（公民）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【中一種免（社会）、高一種免（地理歴史）の課程で共通開設】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、社会及び地理歴史に関連する科目：水色

【中一種免（社会）、高一種免（公民）の課程で共通開設】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、社会及び公民に関連する科目：黄色

2 地域総合学部 政策デザイン学科

【中一種免（社会）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、社会に関連する科目：水色
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【高一種免（公民）】

- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、公民に関連する科目：オレンジ
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【中一種免（社会）、高一種免（公民）の課程で共通開設】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、社会および公民に関連する科目：黄色

3 情報学部 データサイエンス学科

【中一種免（数学）、高一種免（数学）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関連する科目：水色
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【高一種免（情報）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報に関連する科目：黄色
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【中一種免（数学）、高一種免（数学）、高一種免（情報）の課程で共通開設】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色

4 人間科学部 心理行動科学科

【中一種免（保健体育）、高一種免（保健体育）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、保健体育に関連する科目：水色
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

## 東北学院大学学則（案）

昭和 24 年 4 月 1 日制定第 1 号

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 東北学院大学（以下「本学」という。）は、キリスト教による人格教育を基礎として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄与することを目的とする。

2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第 1 のとおり定め、公表するものとする。

#### （自己点検及び評価）

第 1 条の 2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行うものとする。

2 前項による点検・評価の内容、実施方法及びその結果の活用等に関しては、別に定める。

#### （教育研究活動等の情報提供）

第 1 条の 3 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

#### （教育内容の改善）

第 1 条の 4 本学は、教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

2 前項による研修及び研究の実施に関しては、別に定める。

### 第 2 章 組織

#### （学部、学科）

第 2 条 本学の次の各号に掲げる学部に、当該各号に定める学科を置く。

- （1）文学部 英文学科、総合人文学科、歴史学科及び教育学科
- （2）経済学部 経済学科
- （3）経営学部 経営学科
- （4）法学部 法律学科
- （5）工学部 機械知能工学科、電気電子工学科及び環境建設工学科
- （6）地域総合学部 地域コミュニティ学科並びに政策デザイン学科
- （7）情報学部 データサイエンス学科
- （8）人間科学部 心理行動科学科
- （9）国際学部 国際教養学科

#### （大学院）

第 2 条の 2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、第 10 章にこれを定める。

(教養教育センター)

第 2 条の 3 本学に教養教育センターを置く。

2 教養教育センターに関する事項は、別に定める。

(全学教育機構)

第 2 条の 4 本学に全学教育機構を置く。

2 全学教育機構に関する事項は、別に定める。

第 3 章 修業年限、在学年限及び収容定員

(修業年限)

第 3 条 本学の修業年限は、原則として 4 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学に 3 年以上在学し、第 25 条第 2 項に定める要件に該当する場合には、卒業を認めることができる。

3 学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(最長在学年限)

第 3 条の 2 学生は、8 年を超えて在学することはできない。

2 第 15 条、第 17 条、第 17 条の 2、第 17 条の 3、第 18 条の 2 及び第 19 条の 2 の規定により入学又は転学部等が許可された者は、その者の在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(科目等履修生の修業年限)

第 3 条の 3 科目等履修生として本学において一定の単位を修得した後に本学に入学した場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したものと認められるときは、その単位数に応じて、相当期間を本学の修業年限に通算することができる。ただし、通算することのできる修業年限は 2 年を超えることができない。

(収容定員)

第 4 条 本学は、学生の収容定員を次のとおり定める。

| 学部   | 学科     | 入学定員 | 編入学定員<br>(第 3 学年次) | 収容定員   |
|------|--------|------|--------------------|--------|
| 文学部  | 英文学科   | 150名 | 3名                 | 606名   |
|      | 総合人文学科 | 60名  | 1名                 | 242名   |
|      | 歴史学科   | 170名 | 1名                 | 682名   |
|      | 教育学科   | 70名  |                    | 280名   |
|      | 文学部計   | 450名 | 5名                 | 1,810名 |
| 経済学部 | 経済学科   | 430名 |                    | 1,720名 |

|        |            |        |    |         |
|--------|------------|--------|----|---------|
| 経営学部   | 経営学科       | 341名   | 2名 | 1,368名  |
| 法学部    | 法律学科       | 355名   |    | 1,420名  |
| 工学部    | 機械知能工学科    | 115名   |    | 460名    |
|        | 電気電子工学科    | 130名   |    | 520名    |
|        | 環境建設工学科    | 115名   |    | 460名    |
|        | 工学部計       | 360名   |    | 1,440名  |
| 地域総合学部 | 地域コミュニティ学科 | 150名   |    | 600名    |
|        | 政策デザイン学科   | 145名   |    | 580名    |
|        | 地域総合学部計    | 295名   |    | 1,180名  |
| 情報学部   | データサイエンス学科 | 190名   |    | 760名    |
| 人間科学部  | 心理行動科学科    | 165名   |    | 660名    |
| 国際学部   | 国際教養学科     | 130名   |    | 520名    |
| 合計     |            | 2,716名 | 7名 | 10,878名 |

#### 第4章 学年、学期、授業期間及び休業日

##### (学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

##### (学期)

第6条 学期は、学年を分けて次の2学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から9月30日まで

(2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

2 前項に定める第1学期の終わり及び第2学期の始まりは、学事暦において適切な月日に変更することができる。

##### (授業期間)

第6条の2 学年中の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

##### (休業日)

第7条 学年中の定期休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 春季休業日

(4) 夏季休業日

(5) 冬季休業日

(6) 本学創立記念日 5月15日

2 前項第3号、第4号及び第5号の休業日に関しては、別に定める。

3 定期休業日のほかに臨時に休業日を定めることができる。

4 必要がある場合、第1項に規定する休業日にも授業を行うことがある。

第5章 入学、留学、休学、復学、転学部、転学科、転入学、編入学、学士入学、退学、除籍、再入学及び保証人

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、入学の時期を学期の始めとすることができる。

2 前項の規定は、再入学、転入学、編入学及び学士入学について準用する。

(入学資格)

第9条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中等教育学校又は高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (4) 専修学校の高等課程（就業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(3年次編入学資格)

第9条の2 本学に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 他大学に2年以上在学し、別に定める単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者又はこれに準ずる者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者で、文部科学大臣の定めるところにより大学への編入学の資格を認められた者
- (6) 国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(2年次編入学資格)

第9条の3 本学の2年次に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 他大学に1年以上在学し、別に定める単位を修得した者
- (2) 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者又はこれに準ずる者  
(出願手続)

第10条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 入学検定料は、別に定める。
- 3 入学検定料は、納入後、別に定める場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。
- 4 前3項の規定は、転入学、編入学及び学士入学にこれを準用する。  
(入学者の選考)

第11条 入学志願者については、入学試験による選考を行う。

- 2 前項の規定は、転入学、編入学及び学士入学にこれを準用する。  
(入学手続及び入学許可)

第12条 選考に合格した者は、指定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

- 2 前項の入学手続を完了した者には入学を許可する。
- 3 前2項の規定は、転入学、編入学及び学士入学にこれを準用する。  
(留学)

第13条 第24条の3の規定に基づき、本学が学生交換の協定をしている外国の大学に留学する者（以下「交換留学生」という。）又は認定する外国の大学に留学しようとする者（以下「認定留学生」という。）は、指定の期日までに保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の留学を許可する期間は1年間とし、その期間を第3条第1項に規定する修業年限に算入することができる。
- 3 交換留学生及び認定留学生の取扱いに関する規程は、別に定める。  
(休学)

第14条 病気その他の理由によって引き続き3か月以上修学することができない場合は、許可を得て休学することができる。ただし、理由を明記した保証人連署の休学届を提出しなければならない。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、引き続き1年を限度として許可を願い出ることができる。
- 3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 5 休学の理由が消滅したときは、許可を得て復学することができる。  
(転学部又は転学科)

第15条 本学のいずれかの学部又は学科から他の学部又は学科に転学部又は転学科を願い

出る者があるときは、学長は教授会の議を経て許可することができる。ただし、必要に応じて試験を課すことがある。

- 2 前項により転学部又は転学科した者の在学年数には、元の学部学科の在学年数の全部又は一部を通算することができる。

(転学)

第 16 条 他の大学に転学を願い出る者があるときは、学長は教授会の議を経て許可することができる。

(転入学)

第 17 条 他大学（外国の大学を含む。）の在学者が本学に転入学を願い出たときは、学長は、大学の教育に支障がない場合に限り、当該教授会の議を経て相当年次に転入学を許可することができる。

- 2 本学に在学すべき期間は、転入学前の既修得単位のうち本学が第 24 条の 4 により認定した単位数に応じて定める。

(3 年次編入学)

第 17 条の 2 第 9 条の 2 に規定する資格を有する者が、本学に編入学を願い出たときは、学長は、当該教授会の議を経て、第 3 学年次に編入学を許可することができる。

- 2 前項の規定に基づき編入学を許可された者の修業年限は 2 年とする。
- 3 第 1 項の規定に基づき編入学を許可された者の既修得単位の認定については、別に定める。

第 17 条の 3 削除

第 17 条の 4 削除

(学士入学)

第 17 条の 5 大学を卒業した者又は学校教育法第 104 条第 7 項により学士の学位を授与された者が、本学に学士入学を願い出たときは、学長は、当該教授会の議を経て、第 3 学年次に入学を許可する。

- 2 学士入学を許可された者の修業年限は、2 年とする。
- 3 学士入学を許可された者の既修得単位の認定については、別に定める。

(退学)

第 18 条 本学を病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、その理由を明記して保証人連署の上、退学願を提出しなければならない。ただし、病気のため退学しようとする場合には、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 前項に基づく退学願が提出されたときは、学長は、教授会の議を経て許可することができる。
- 3 学生が死亡した場合は、死亡した日をもって退学とする。

(再入学)

第 18 条の 2 前条第 2 項により本学を退学した者は、退学後 3 年を越えない期間内に限り、

本学への再入学を願い出ることができる。

- 2 前項の願い出が退学後1年以内の期間になされた場合、学長は、教授会の議を経て、試験によることなく原年次以下への再入学を許可することがある。
- 3 第1項の願い出が退学後1年を越えてなされた場合、学長は、教授会の議を経て、試験を課した上その者の再入学を許可することがある。
- 4 再入学を許可された者の退学以前の在学期間は、所定の在学年数に算入する。
- 5 再入学を許可された者の退学以前に本学で修得した単位修得科目については、各教授会の議を経て学部の修得単位として、又は単位修得科目として認定することがある。

(除籍)

第19条 次の各号のいずれかに該当する学生は、除籍する。

- (1) 授業料その他の納付金の納付の義務を怠った者
- (2) 第3条の2に定める在学年限を超える者
- (3) 第14条第3項に定める休学期間の限度を超え、なお、修学できない者
- (4) 長期間にわたり所在不明の者

(復籍)

第19条の2 前条第1号により除籍された者が、除籍後3年を越えない期間内に限り、所定の手続を経た上で復籍を願い出ることができる。

- 2 前項による復籍の願い出があったときは、学長は、教授会の議を経て復籍を許可することができる。
- 3 前項の願い出が除籍年度内になされた場合、学長による復籍の許可は、除籍の日に遡って効力を生じる。
- 4 特別の事由があり第2項の願い出が除籍年度を超えてなされた場合は、復籍が許可された年度の翌年度において、年度の初めから復籍の効力が生じるものとする。
- 5 復籍を許可された者の除籍以前の在学期間は、所定の在学年数に算入する。
- 6 復籍を許可された者の除籍以前に本学で修得した単位修得科目については、各教授会の議を経て学部の修得単位として、又は単位修得科目として認定することがある。

(保証人)

第20条 保証人は父母とする。ただし、父母が保証人となることができない場合は、学生の親族又は縁故者が保証人になるものとする。

- 2 保証人は、学生の在学中の事項につき学生本人と連帯して責任を負う。
- 3 前項に規定する保証人の責任は、第41条の別表第5に定める学納金の額から算出した在学中の納入額を上限とする。
- 4 保証人の転居、改印、改氏名などはその都度届け出なければならない。
- 5 保証人が死亡その他の理由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

第6章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

第 21 条 各学部学科の授業科目及び単位数並びに履修方法は、別表第 2 及び履修細則に定めるとおりとする。

- 2 学生は、所属学部学科等で定められた授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(授業の方法)

第 21 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。
- 3 第 25 条第 3 項に規定する卒業に必要な単位のうち、前項に規定する授業の方法により修得できる単位数は、60 単位を限度とする。

(授業科目の配当及び運営)

第 22 条 第 21 条に定める授業科目は 4 年間に配当して教授し、授業科目の学年学期配当及び授業の開講方法は原則として各学部において定め、学長の承認を得るものとする。

- 2 各学部の教育課程の運営については、別に定める。

第 7 章 履修方法及び課程修了の方法

第 23 条 削除

(単位の授与)

第 24 条 一の授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

(単位の計算)

第 24 条の 2 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- 3 各授業科目の授業は、最低 15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認める場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 24 条の 3 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。ただし、第 13 条に規定する留学により修得した単位については、各教授会がその旨定める場合には、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとして取り扱う。

4 特別聴講学生の派遣及び受け入れについては、第 46 条の 2 にこれを定める。

5 本学の学生が本学大学院で開講されている科目の履修を許され、単位を修得した場合には、本条第 1 項の規定を準用することができる。ただし、詳細については別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 24 条の 4 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第 46 条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った次条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、編入学及び学士入学を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 入学前の既修得単位の認定に関する事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 24 条の 5 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第 24 条の 3 第 1 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 本条に規定する学修に関する単位の認定については、別に定める。

(卒業要件)

第 25 条 本学の卒業の要件は、所定の年限を在学し、所属学部ごとに定めた単位を修得することとする。

2 第 3 学年次修了時又は第 4 学年次 9 月期卒業判定時までに卒業に必要な単位を修得し、別に定める基準に基づいて、特に優秀な成績を修めたと認定された者については、第 3 学年次修了時又は第 4 学年次の 9 月に卒業を認めることができる。

3 前項に定める各学部 of 最低必要単位数は、次に定めるとおりとする。

- (1) 文学部 124 単位
- (2) 経済学部 124 単位
- (3) 経営学部 124 単位
- (4) 法学部 124 単位
- (5) 工学部 124 単位
- (6) 地域総合学部 124 単位
- (7) 情報学部 124 単位
- (8) 人間科学部 124 単位
- (9) 国際学部 124 単位

4 卒業の期日は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日とする。

5 9 月期卒業については、別に定める。

第 26 条 削除

第 27 条 削除

第 28 条 削除

第 29 条 削除

(教職課程)

第 30 条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、学士の学位を有するとともに、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 前項に定める教職課程に関する授業科目、単位数、履修方法等は、第 21 条 (別表第 2) 及び別表第 3 に定めるとおりとする。

3 前項に定める科目の履修に関しては、別に定める。

(免許状の種類)

第 31 条 本学各学部学科において、前条により取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第 3 の 2 に定めるとおりとする。

(学芸員、司書、司書教諭及び社会教育主事の資格)

第 31 条の 2 次の各号に掲げる資格は、当該各号に定める学部 to 所属する学生のみ取得することができる。この場合において、資格を取得しようとする者は、それぞれの資格取得に必要な授業科目を履修しなければならない。

- (1) 学芸員 文学部 (教育学科を除く。)
- (2) 司書 文学部
- (3) 司書教諭 文学部 (教育職員免許状を得るための課程を履修している者に限る。)
- (4) 社会教育主事 文学部 (教育学科を除く。) 並びに地域総合学部地域コミュニティ学科

2 前項に定める資格に関する授業科目、単位数、履修方法等は、別表第 4、第 4 の 2、

第4の3及び第4の4に定めるとおりとする。

(履修届)

第32条 学生は、学年の始めに、履修する授業科目を学長に届け出て、許可を受けなければならない。

(他学部又は他学科等の授業科目の履修)

第33条 他学部又は他学科等の授業科目の履修を希望する者は、各学部の定めるところにより、所属学部及び履修しようとする授業科目を開設している学部の許可を得て特定の授業科目を履修することができる。

2 学生は、許可された授業科目に限り試験を受けることができるものとし、試験に合格した場合には単位を認定する。

(他学部等科目修得単位の取り扱い)

第34条 前条第2項により修得した単位は、所属学部の定めるところにより、その一部又は全部を卒業に必要な科目及び単位として認定することがある。

(履修の認定)

第35条 科目の履修の認定は、平素の学業及び試験によって行う。

(卒業論文)

第36条 卒業論文の研究題目及び研究計画は、第4学年次の始めに届け出なければならない。

(試験)

第37条 試験は、原則として各学期に行う。

2 試験の実施及び運営に関する事項は、東北学院大学試験施行細則に定める。

(成績評価)

第38条 試験の成績は、100点満点として60点以上を合格とする。

## 第8章 卒業及び学士の学位

(卒業及び学位)

第39条 第25条第1項により卒業所要単位を修得した者は卒業とし、卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学位については、本学則及び「東北学院大学学位規程」の定めによるものとする。

(学士の学位)

第40条 前条により本学が授与する学士の学位は、次のとおりとし、学位には専攻分野を付記する。

- (1) 文学部英文学科 学士(文学)
- (2) 文学部総合人文学科 学士(文学)
- (3) 文学部歴史学科 学士(文学)
- (4) 文学部教育学科 学士(教育学)
- (5) 経済学部経済学科 学士(経済学)

- (6) 経営学部経営学科 学士（経営学）
- (7) 法学部法律学科 学士（法学）
- (8) 工学部機械知能工学科 学士（工学）
- (9) 工学部電気電子工学科 学士（工学）
- (10) 工学部環境建設工学科 学士（工学）
- (11) 地域総合学部地域コミュニティ学科 学士（地域学）
- (12) 地域総合学部政策デザイン学科 学士（政策学）
- (13) 情報学部データサイエンス学科 学士（情報学）
- (14) 人間科学部心理行動科学科 学士（人間科学）
- (15) 国際学部国際教養学科 学士（国際学）

## 第9章 学納金

### （学納金）

第41条 本学の入学金、授業料、施設設備資金、実験実習費及び教育充実費（以下「学納金」という。）の納入額は、別表第5に定めるとおりとする。

2 第12条に規定する選考に合格した者が入学手続を完了するためには、指定の期日までに、入学金とともに、学納金（入学金を除く。）の年額の2分の1を納入しなければならない。

3 在学期間中の学納金は、前期及び後期の2期に分け、それぞれ年額の2分の1を徴収する。納入期限については、別に定める。

4 第1項に定める学納金のほか、必要に応じて費用を徴収することがある。

5 第2項の規定は、転入学、編入学及び学士入学に準用する。

### 第41条の2 削除

### 第42条 削除

#### （転入学生等の学納金）

第42条の2 転入学、編入学及び学士入学を許可された者の学納金は、当該年度の入学者の学納金と同額とする。

2 転学部、転学科、復学、再入学を許可された者の学納金については、別に定める。

#### （休学期間中の学納金）

第43条 休学期間中の学納金については、別に定める。

#### （納入済み学納金等の取扱い）

第44条 既に納入した学納金等は、別に定める場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

## 第10章 大学院

### （大学院研究科）

第45条 本学大学院に、次に掲げる研究科、専攻及び課程を置く。

- (1) 文学研究科

- ア 英語英文学専攻 博士課程
- イ ヨーロッパ文化史専攻 博士課程
- ウ アジア文化史専攻 博士課程
- (2) 経済学研究科
  - ア 経済学専攻 博士課程
- (3) 経営学研究科
  - ア 経営学専攻 修士課程
- (4) 法学研究科
  - ア 法律学専攻 博士課程
- (5) 工学研究科
  - ア 機械工学専攻 博士課程
  - イ 電気工学専攻 博士課程
  - ウ 電子工学専攻 博士課程
  - エ 環境建設工学専攻 博士課程
- (6) 人間情報学研究科
  - ア 人間情報学専攻 博士課程

2 大学院については、別に学則を定める。

第 11 章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生及び履修証明プログラム受講生

(科目等履修生)

第 46 条 本学所定の授業科目 1 科目又は数科目の履修を希望する者があるときは、学期の始めに限り学力検定の上、科目等履修生として科目の履修を許可することがある。

2 科目等履修生が、履修した科目の試験に合格したときは、所定の単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 46 条の 2 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるとき及び本学学生で他の大学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議又は関係機関との協定に基づき、特別聴講学生として科目の履修を許可することができる。

2 受入れ特別聴講学生については、試験の上単位を与える。

3 削除

4 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 46 条の 3 本学において、所定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、各学部 of 教育研究に支障がない場合に限り、聴講を許可することがある。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第 46 条の 4 本学において、特定の専門事項について研究することを希望する者がいるときは、各学部の研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(履修証明プログラム受講生)

第 46 条の 5 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学が学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として開設する履修証明プログラムの履修を希望する者がいるときは、履修証明プログラム受講生として履修を許可することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等に関する学則上の取扱い)

第 46 条の 6 本章に定めるほか、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生及び履修証明プログラム受講生については、本学則の規定を準用する。ただし、第 3 条、第 25 条及び第 40 条は適用しない。

(科目等履修生等の学納金)

第 47 条 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生及び履修証明プログラム受講生の納付金は、別に定める。

## 第 12 章 外国人留学生及び帰国生

(外国人留学生)

第 48 条 外国人で入学、転入学、編入学及び学士入学を志願する者がいるときは、当該教授会において学力検定の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の授業科目、単位数及び履修方法は、第 21 条（別表第 2）に定めるとおりとする。

3 外国からの留学生に関する規程は、別に定める。

(帰国生)

第 48 条の 2 外国において相当の期間、中等教育を受けた者（以下「帰国生」という。）で、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、帰国生として入学を許可することができる。

2 前条第 2 項の規定は、帰国生にこれを準用する。

(外国人留学生等に関する学則上の取扱い)

第 49 条 外国人留学生及び帰国生の取扱いについては、別に定める規程によるほかは、本学則の規定を準用する。

## 第 13 章 賞罰及び賠償

(特待生及び優等生)

第 50 条 2 年生から 4 年生までの学生で、建学の精神を理解し、学業成績が特に優秀な学生を特待生又は優等生とすることがある。

- 2 特待生及び優等生には、別に定める奨学金を与える。
- 3 特待生及び優等生の選考に必要な事項は、別に定める。

第 51 条 削除

(特待生の資格の喪失)

第 52 条 特待生が学生たる本分に背いた行為をしたときは、その資格を失うものとする。  
(懲戒)

第 53 条 本学の諸規程に違反し、学生たる本分に背いた行為をした者には、その軽重によって次に掲げる懲戒を行う。

- (1) 訓告
  - (2) 有期停学
  - (3) 無期停学
  - (4) 退学
- 2 前項第 2 号の停学が 3 か月以上にわたる場合、その期間は修業年限に算入しない。
  - 3 懲戒に関する手続は、別に定める。

(退学処分)

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 学力不振で成業の見込みがないと認められた者
- (2) 正当な理由がなく長期にわたり授業等を欠席した者

(損害の賠償)

第 55 条 本学所有の図書、機械又は器具を毀損又は亡失した者に対して現品又は相当代価をもって賠償させることがある。

#### 第 14 章 教職員組織

(教員)

第 56 条 本学は、教員として、学生を教授し、研究を指導し、又は研究に従事するため、教授、准教授、講師及び助教を置く。また、所属する学部又は研究科における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事するため、助手を、その他の教育研究組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事するため、当該教育研究組織に特任講師を置くことができる。

- 2 教授、准教授、講師、助教、助手及び特任講師の資格並びにその審査については、別に定める。
- 3 特任講師の職階、資格及び審査については、別に定める。

(職員)

第 56 条の 2 本学は、事務の処理及び学生の厚生補導に従事させるため、事務職員、技術職員及び校医を置く。

2 事務職員は、事務の処理及び学生の厚生補導に従事する。

3 技術職員は、技術に関する事務の処理に従事する。

4 校医は、学生の保健衛生をつかさどる。

5 事務組織については、別に定める。

(役職者)

第 57 条 本学は、校務を管理するため、学長、副学長（総務担当）、副学長（学務担当）、副学長（点検・評価担当）、学部長及び学科長を置く。

2 学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する。ただし、学長は特定の事項について審議機関を設置し、その審議を経て決定することがある。

3 副学長（総務担当）は、大学の総務について学長を補佐し、副学長（学務担当）は、大学の学務について学長を補佐し、副学長（点検・評価担当）は、大学の点検・評価について学長を補佐する。また、学長の命を受けて校務をつかさどる。

4 学部長は、学長を補佐し、学部に関する校務をつかさどる。

5 学科長は、学部長を補佐し、学科に関する校務をつかさどる。

## 第 15 章 教授会

(教授会)

第 58 条 本学の各学部並びに教養教育センターに教授会を置く。

(教授会の組織)

第 59 条 教授会は、各学部並びに教養教育センターを構成する教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、議長が必要と認めたとき、構成員以外の者を陪席させることができる。

2 教授会及び第 60 条の 2 に定める全学教員会議の運営に関する事項は、別に定める教授会及び全学教員会議運営内規による。

(教授会の審議事項)

第 60 条 教授会は、次に掲げる教育研究に関する重要事項を審議し、学長に意見を述べる。

(1) 学部に係る学生の入学、卒業及び学位の授与

(2) 学部に係る学生の進級

(3) 学部に係る学生の留学、休学、復学、除籍、復籍、退学、再入学、転学部、転学科、編入学、学士入学及び転入学並びに科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、外国人留学生、帰国生及び研究生の受け入れ

(4) 学部に係る学生の賞罰

(5) 学則の改廃

(6) 教育研究に関する規程等の制定及び改廃

(7) 教育研究に関する重要事項で、学長が意見を求める事項

(8) 教育研究に関する重要事項で、教授会が学長に対して意見を述べる必要があるとした事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 削除

4 削除

(全学教員会議)

第 60 条の 2 本学に全学教員会議を置く。

2 全学教員会議は、本学の全ての専任教員をもって組織する。

3 全学教員会議は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べることができる。

(1) 教育研究に関する中期目標及びその点検・評価に関する事項

(2) 教育研究に関する当該年度の達成目標及びその点検・評価に関する事項

(3) 教育研究に関する重要事項で学長が意見を求めた事項

(4) 教育研究に関する重要事項で、全学教員会議が学長に対して意見を述べる必要があるとした事項

4 全学教員会議は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(意見の参酌)

第 60 条の 3 学長は、第 60 条第 1 項及び第 2 項後段の規定による教授会の意見、及び第 60 条の 2 第 3 項及び第 4 項後段の規定による全学教員会議の意見について、学部長は、第 60 条第 2 項後段の規定による教授会の意見について、これを参酌して決定を行わなければならない。

(議長)

第 61 条 教授会は、それぞれ学部長又は教養教育センター長が招集してその議長となる。ただし、学部長又は教養教育センター長に事故あるとき又は必要があると認めるときは、学部長又は教養教育センター長は代理者を指名することができる。

2 全学教員会議は学長が招集し、議長となる。ただし、学長に事故あるとき又は必要があると認めるときは、学長は代理者を指名することができる。

(定足数及び議決)

第 62 条 教授会は構成員の 3 分の 2、全学教員会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、休職者及び校務による不在者は会議の構成員数から除くことができる。

2 教授会及び全学教員会議の議決は、出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議案等の申請)

第 63 条 教授会又は全学教員会議に付議しようとする事項があるときは、その事由を具し、教授会にあっては構成員 5 名以上、全学教員会議にあっては構成員 20 名以上の者が連署し、文書をもってそれぞれの議長に申請することができる。

2 前項の場合、議長はこれを議案としなければならない。

3 臨時に教授会又は全学教員会議の招集を申請する場合も前2項に準ずる。

(開催の通知及び議案の追加)

第64条 教授会及び全学教員会議開催の通知は、議案を添えて会議開催5日前までに行うことを原則とする。ただし、それぞれの議長は必要があると認めるときは、出席者の過半数の同意を得て議案を追加することができる。

## 第16章 教育研究施設

(教育研究施設の設置)

第65条 本学に、次に掲げる教育研究施設を置く。

### (1) 図書館

- ア 東北学院大学中央図書館
- イ 東北学院大学図書館工学部分館
- ウ 東北学院大学図書館泉分館

### (2) 大学附属研究所(室)

- ア 東北学院大学キリスト教文化研究所
- イ 東北学院大学東北産業経済研究所
- ウ 東北学院大学経営研究所
- エ 削除
- オ 東北学院大学英語英文学研究所
- カ 東北学院大学教育研究所
- キ 東北学院大学東北文化研究所
- ク 東北学院大学社会福祉研究所
- ケ 東北学院大学宗教音楽研究所
- コ 東北学院大学工学総合研究所
- サ 東北学院大学法学政治学研究所
- シ 東北学院大学人間情報学研究所
- ス 東北学院大学ヨーロッパ文化研究所
- セ 東北学院大学アジア流域文化研究所
- ソ 各教員の研究室

### (3) 大学附属センター

- ア 削除
- イ 削除
- ウ 東北学院大学教職課程センター
- エ 東北学院大学情報処理センター
- オ 削除
- カ 東北学院大学産学連携推進センター
- キ 東北学院大学工学基礎教育センター

- ク 東北学院大学英語教育センター
- ケ 東北学院大学学生総合保健支援センター
- コ 東北学院大学地域連携センター

(4) 博物館

- ア 東北学院大学博物館

(5) 削除

(6) ラーニング・コモンズ

(教育研究施設の規程)

第 66 条 前条に掲げる教育研究施設に関する規程は、別に定める。

第 17 章 寄宿舍

(寄宿舍の設置)

第 67 条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規則は、別に定める。

第 18 章 厚生

(保健室)

第 68 条 本学に、学生及び教職員の健康を管理するため、保健室を置く。

2 学生は、学年ごとに保健室において健康診断を受けなければならない。

3 学生及び教職員は、傷病の際、保健室を利用することができる。

(厚生施設)

第 68 条の 2 本学に、学生の厚生に関する施設を設ける。

2 厚生に関する施設は、別に定める。

第 19 章 公開講座

(公開講座の開設)

第 69 条 本学は、文化向上、成人教育その他の諸教育研究活動のために、公開講座を開設することができる。

2 前項に関する事項は、別に定める。

第 20 章 奨学制度

(奨学制度)

第 70 条 本学は、学生の奨学に資するため、給付奨学制度を置く。

2 給付奨学制度については、別に定める。

第 21 章 雑則

(細則の制定)

第 71 条 本学則に掲げる諸条項を施行するに当たり、必要がある場合は、細則を別に定める。

(改廃)

第 72 条 この学則の改廃は、教授会の審議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものと

する。

附 則

本学則は、昭和 24 年 4 月 1 日から施行する。

省略

附 則（令和 3 年 3 月 25 日改正第 41 号）

（施行期日）

この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 月 日改正第 号）

（施行期日）

この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 年 月 日改正第 号）

（施行期日）

1 この学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

（学生募集の停止）

2 経済学部共生社会経済学科、工学部情報基盤工学科、教養学部人間科学科、教養学部言語文化学科、教養学部情報科学科及び教養学部地域構想学科については令和 5（2023）年 4 月 1 日から学生募集を停止するものとする。

（経済学部共生社会経済学科、工学部情報基盤工学科、教養学部人間科学科、教養学部言語文化学科、教養学部情報科学科及び教養学部地域構想学科の存続に関する経過措置）

3 経済学部共生社会経済学科、工学部情報基盤工学科、教養学部人間科学科、教養学部言語文化学科、教養学部情報科学科及び教養学部地域構想学科は、改正後の学則第 2 条（学部、学科）、第 4 条（収容定員）、第 40 条（学士の学位）、別表第 2（第 21 条関係）、別表 3 の 2（第 31 条関係）及び別表第 5（第 41 条関係）の規定にかかわらず令和 5（2023）年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

## 別表第1（第1条第2項関係）

I 文学部 ～ V 工学部 省略

## VI 地域総合学部

## 《地域総合学部》

## 1 理念・目的

キリスト教精神と幅広い教養教育を基礎に、地域コミュニティ学科と政策デザイン学科において、グローバルな視野を持った、よりよい地域をつくる人材を育成する。

## 2 教育目標

- (1) 「よりよい地域とは何か」という課題に対して、深く考えることのできる能力の育成
- (2) 「よりよい地域」の実現のため、さまざまな立場の者と協働できる能力の育成
- (3) 現実の地域のあり方を分析・理解し、自らが主体となって地域の課題を解決できる能力の育成

## 《地域コミュニティ学科》

## 1 理念・目的

多様な要素から成り立つ地域を深く理解し、地域住民の視点で、地域の課題を解決していくことのできる人材を育てる。

## 2 教育目標

- (1) 地域という現場で学び考える。
- (2) 地域が自然、産業、教育、福祉など多様な要素から構成され、相互に関連していることを分析し、理解することができる。
- (3) 持続可能な社会づくりという理念にたち、地域の抱える諸問題を、そこで生活する多様な人々の視点から発見し、解決の糸口を見つけることができる。

## 《政策デザイン学科》

## 1 理念・目的

地域社会を地球規模の社会経済システムとの関係で捉え、さまざまな地域の課題に多様な担い手が協働して取り組むための研究・教育を行うことで、課題の解決に資することができる人材を養成する。

## 2 教育目標

- (1) 地域社会を社会経済システム全体との関係において考察できる人材を養成する。
- (2) 地域で生活する人びとが持つ多様な属性に目を向け、経済格差、さまざまな差別や不平等、災害復興など地域の抱える問題を、包摂的で公正な社会の実現に向けた課題として把握できる人材を養成する。
- (3) 地域の課題について公共行政、経済産業、市民社会の多面的視点から政策立案を行うことができる人材を養成する。
- (4) 自ら地域の課題を把握しその解決のための政策遂行の担い手となることができる主体的な人材を養成する。

## VII 情報学部

## 《情報学部》

## 1 理念・目的

数理科学、情報科学や社会科学の幅広い学びを通して、社会が抱える種々の課題を自ら実践的に解決し、新たな価値を創造できる人材を育成する。

## 2 教育目標

- (1) 高い理想を持ち社会に貢献しようとする人材を育成する。
- (2) 情報を通じて社会を理解しようとする旺盛な知的好奇心を持たせる。
- (3) 社会で生み出される情報を活用し、新たな価値を創造する能力を修得させる。
- (4) 技術と社会の激しい変化に対応できる能力を身につけさせる。
- (5) 社会に潜在する課題を発見し、文系・理系の双方の知識を用いて実践的に解決できる能力を養う。

## Ⅷ 人間科学部

## 《人間科学部》

## 1 理念・目的

人間生活の抱える種々の問題に現実的に対処すべく、人間を多角的・実証的に捉える力を備え、健康的な生のあり方を追求する人材を養成する。

## 2 教育目標

- (1) 人間の行動とその心理過程、及びそれらを規定する諸要因について、深い理解と知識を備えている。
- (2) 人間の行動を実証的に分析できる思考力、技能を備えている。
- (3) 現実の社会生活の中に問題を発見しそれを解決するために、自らの知識と技能と意欲とを主体的に活かすことができる。
- (4) 自らの生が、他者の生、ひいては人類全体の生とつながっていることを理解することができる。

## Ⅸ 国際学部 省略

別表第2（第21条関係）

## 教育課程表

1 文学部 ～ 5 工学部 省略

6 地域総合学部

(1) 地域コミュニティ学科

×は必修、【 】は選択必修、( )内は単位数

| 区分     |           |               | 科目名             |             |     |
|--------|-----------|---------------|-----------------|-------------|-----|
| 教養教育科目 | T G ベーシック | 人間的基礎         | ×               | 聖書を学ぶ       | (2) |
|        |           |               | ×               | キリスト教の歴史と思想 | (2) |
|        |           |               | 【               | キリスト教学A     | (2) |
|        |           |               |                 | キリスト教学B     | (2) |
|        |           |               |                 | キリスト教学C     | (2) |
|        |           |               |                 | キリスト教学D     | (2) |
|        |           |               | 】               |             |     |
|        |           |               | 【               | 共生社会と倫理     | (2) |
|        |           |               |                 | 科学技術社会と倫理   | (2) |
|        |           | 】             |                 |             |     |
|        |           | 【             | よき社会生活のためにA（法律） | (2)         |     |
|        |           |               | よき社会生活のためにB（福祉） | (2)         |     |
|        |           |               | よき社会生活のためにC（健康） | (2)         |     |
|        | 】         |               |                 |             |     |
|        | 知的基礎      | 【             | リーディング&ライティング   | (2)         |     |
|        |           |               | クリティカル・シンキング    | (2)         |     |
|        |           | 】             |                 |             |     |
|        | ×         | 情報リテラシー       | (2)             |             |     |
| 【      | 統計的思考の基礎  | (2)           |                 |             |     |
|        | 科学的思考の基礎  | (2)           |                 |             |     |
| 】      |           |               |                 |             |     |
| 課題探究   | 【         | キャリア形成の探究     | (2)             |             |     |
|        |           | 東北学院史の探究      | (2)             |             |     |
|        |           | データ活用による探究    | (2)             |             |     |
|        |           | 地域ボランティア活動の探究 | (2)             |             |     |
|        |           | 地域課題の探究       | (2)             |             |     |
|        |           | 課題探究演習        | (2)             |             |     |
| 】      |           |               |                 |             |     |
| 共通教養科目 | 人文系       | 【             | 哲学              | (2)         |     |
|        |           |               | 芸術論             | (2)         |     |
|        |           |               | 文化の歴史           | (2)         |     |
|        |           |               | 音楽              | (2)         |     |
|        |           |               | 倫理学             | (2)         |     |
|        |           |               | 文学              | (2)         |     |
|        |           |               | 歴史学             | (2)         |     |
|        |           |               | 文化人類学           | (2)         |     |
|        |           |               | 言語論             | (2)         |     |
|        | 】         |               |                 |             |     |
|        | 社会系       | 【             | 心理学             | (2)         |     |
|        |           |               | 社会学             | (2)         |     |
|        |           |               | 経営学             | (2)         |     |
|        |           |               | 経済学             | (2)         |     |
|        |           |               | 法学              | (2)         |     |
|        |           |               | 日本国憲法           | (2)         |     |
|        |           |               | 現代の政治           | (2)         |     |
|        |           |               | 地理学             | (2)         |     |
| 】      |           |               |                 |             |     |

|       |     |     |                  |      |
|-------|-----|-----|------------------|------|
|       |     |     | 社会福祉論            | (2)  |
|       |     |     | ジェンダー論           | (2)  |
| 外国語科目 | 第1類 |     | 東北地域論            | (2)】 |
|       |     | 自然系 | 【 数理の科学          | (2)  |
|       |     |     | 記号論理学            | (2)  |
|       |     |     | 生命の科学            | (2)  |
|       |     |     | 環境の科学            | (2)  |
|       |     |     | 自然の科学            | (2)  |
|       |     |     | 先端科学と技術          | (2)  |
|       |     |     | AI 社会の基礎         | (2)】 |
|       |     |     |                  |      |
|       |     |     |                  |      |
|       |     |     |                  |      |
| 外国語科目 | 第1類 |     | × 英語ⅠA           | (1)  |
|       |     |     | × 英語ⅠB           | (1)  |
|       |     |     | × 英語ⅡA           | (1)  |
|       |     |     | × 英語ⅡB           | (1)  |
|       | 第2類 | 【   | ドイツ語ⅠA           | (2)  |
|       |     |     | フランス語ⅠA          | (2)  |
|       |     |     | 中国語ⅠA            | (2)  |
|       |     |     | 韓国・朝鮮語ⅠA         | (2)  |
|       |     |     | ドイツ語ⅠB           | (2)  |
|       |     |     | フランス語ⅠB          | (2)  |
|       |     |     | 中国語ⅠB            | (2)  |
|       |     |     | 韓国・朝鮮語ⅠB         | (2)】 |
|       |     |     | ドイツ語ⅡA           | (1)  |
|       |     |     | フランス語ⅡA          | (1)  |
|       |     |     | 中国語ⅡA            | (1)  |
|       |     |     | 韓国・朝鮮語ⅡA         | (1)  |
|       |     |     | ドイツ語コミュニケーションA   | (1)  |
|       |     |     | フランス語コミュニケーションA  | (1)  |
|       |     |     | 中国語コミュニケーションA    | (1)  |
|       |     |     | 韓国・朝鮮語コミュニケーションA | (1)  |
|       |     |     | ドイツ語ⅡB           | (1)  |
|       |     |     | フランス語ⅡB          | (1)  |
|       |     |     | 中国語ⅡB            | (1)  |
|       |     |     | 韓国・朝鮮語ⅡB         | (1)  |
|       |     |     | ドイツ語コミュニケーションB   | (1)  |
|       |     |     | フランス語コミュニケーションB  | (1)  |
|       |     |     | 中国語コミュニケーションB    | (1)  |
|       |     |     | 韓国・朝鮮語コミュニケーションB | (1)  |
|       |     |     | ドイツ語ⅢA           | (1)  |
|       |     |     | フランス語ⅢA          | (1)  |
|       |     |     | 中国語ⅢA            | (1)  |
|       |     |     | 韓国・朝鮮語ⅢA         | (1)  |
|       |     |     | ドイツ語ⅢB           | (1)  |
|       |     |     | フランス語ⅢB          | (1)  |
|       |     |     | 中国語ⅢB            | (1)  |
|       |     |     | 韓国・朝鮮語ⅢB         | (1)  |
|       | 第3類 |     | ベーシック英語          | (1)  |
|       |     |     | 英語コミュニケーション      | (2)  |
|       |     |     | 英語ⅢA             | (1)  |

|            |          |                |     |
|------------|----------|----------------|-----|
|            |          | 英語Ⅲ B          | (1) |
| 保健体育科目     |          | <u>スポーツ実技A</u> | (1) |
|            |          | <u>スポーツ実技B</u> | (1) |
|            |          | <u>体育講義</u>    | (2) |
|            |          |                |     |
| 留学科目       |          | 海外研究A          | (4) |
|            |          | 海外研究B          | (2) |
|            |          | 海外研究C          | (1) |
| 外国人及び帰国生科目 |          | 日本語Ⅰ A         | (1) |
|            |          | 日本語Ⅰ B         | (1) |
|            |          | 日本語Ⅱ A         | (1) |
|            |          | 日本語Ⅱ B         | (1) |
| 専門科目       | 専門基盤科目   | × 社会と産業基礎論     | (2) |
|            |          | × 健康と福祉基礎論     | (2) |
|            |          | × 人と自然基礎論      | (2) |
|            |          | × 基礎コンピュータ     | (2) |
|            |          | 市民活動論          | (2) |
|            |          | 地域生活論          | (2) |
|            |          | 地域と自然          | (2) |
|            |          | 地理学要説          | (2) |
|            |          | 地誌学要説          | (2) |
|            |          | SDGs 概論        | (2) |
|            |          | 地域データ分析法       | (2) |
|            |          | 共同体と市民社会       | (2) |
|            |          | × 地域コミュニティ学演習Ⅰ | (2) |
|            |          | × 地域コミュニティ学演習Ⅱ | (2) |
|            |          | × 総合研究Ⅰ        | (2) |
|            |          | × 総合研究Ⅱ        | (2) |
|            | 領域専門科目   | 都市と農山村の地理学     | (2) |
|            |          | 経済地理学          | (2) |
|            |          | 地域資源保全論        | (2) |
|            |          | 地域と教育の歴史       | (2) |
|            |          | 地域システム論        | (2) |
|            |          | 地域社会論          | (2) |
|            |          | 地域政策論          | (2) |
|            |          | 地域文化論          | (2) |
|            |          | 地域福祉論          | (2) |
|            |          | 生涯学習概論Ⅰ        | (2) |
|            |          | 生涯学習概論Ⅱ        | (2) |
|            |          | 社会コミュニケーション論   | (2) |
|            |          | 地域と教育支援        | (2) |
|            |          | NPO 論          | (2) |
|            |          | 福祉社会論          | (2) |
|            |          | 教育と社会          | (2) |
|            | 人と自然領域科目 | 気候学            | (2) |
|            |          | 地形学            | (2) |
|            |          | 生態学            | (2) |
|            |          | 環境社会学          | (2) |
|            |          | 環境マネジメント       | (2) |

|  |                     |                |                 |     |  |
|--|---------------------|----------------|-----------------|-----|--|
|  |                     |                | 地域防災科学          | (2) |  |
|  |                     |                | SDGs とシティズンシップ論 | (2) |  |
|  | 実習科目                |                | 地域コミュニティ学基礎実習   | (2) |  |
|  |                     |                | 地域コミュニティ学発展実習   | (2) |  |
|  |                     |                | 測量学実習           | (2) |  |
|  |                     |                | GIS 実習          | (2) |  |
|  |                     |                | 海外地域実習          | (2) |  |
|  | 専門関連科目              |                | 日本史概説           | (2) |  |
|  |                     |                | 外国史概説           | (2) |  |
|  |                     |                | 民俗学概論Ⅰ          | (2) |  |
|  |                     |                | 民俗学概論Ⅱ          | (2) |  |
|  |                     |                | 測量学             | (2) |  |
|  | 教員免許および社会教育主事に関する科目 | 教員免許状の教科に関する科目 | 歴史の中の東北         | (2) |  |
|  |                     |                | 江戸から明治へ         | (2) |  |
|  |                     |                | イスラーム世界の形成と展開   | (2) |  |
|  |                     |                | アジア史概論Ⅰ         | (2) |  |
|  |                     |                | アジア史概論Ⅱ         | (2) |  |
|  |                     |                | ヨーロッパ史概論Ⅰ       | (2) |  |
|  |                     |                | ヨーロッパ史概論Ⅱ       | (2) |  |
|  |                     |                | 政治学概論           | (2) |  |
|  |                     |                | 経済学概論Ⅰ          | (2) |  |
|  |                     |                | 経済学概論Ⅱ          | (2) |  |
|  |                     |                | 国際経済学           | (2) |  |
|  |                     |                | 福祉国家概論          | (2) |  |
|  |                     |                | 政策分析論           | (2) |  |

## 卒業要件

## 履修方法

地域総合学部所属の学生であって、地域コミュニティ学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計 124 単位以上を修得しなければならない。

ただし、詳細な履修上の取扱いについては別に定める。

(1) 教養教育科目については、次により 34 単位以上を修得するものとする。

ア TG ベーシック 人間的基礎 10 単位以上

イ TG ベーシック 知的基礎 6 単位（必修科目 2 単位を含む）以上

ウ TG ベーシック 課題探究 6 単位以上

エ 共通教養科目 12 単位以上（人文系、社会系、自然系から各 4 単位以上）

(2) 外国語科目については、次により 6 単位以上（必修及び選択必修を含む。）を修得するものとする。

ア 外国語科目第 1 類 4 単位（必修）

イ 外国語科目第 2 類 2 単位（選択必修）

(3) 学科専門科目については、次により 66 単位以上を修得するものとする。

ア 専門基盤科目 28 単位（必修科目 16 単位を含む）以上

イ 領域専門科目 28 単位（社会産業領域科目から 8 単位以上、健康福祉領域科目から 8 単位以上、人と自然領域科目から 8 単位以上を修得のこと。）以上

ウ 実習科目及び専門関連科目 10 単位以上

(4) (1) から (3) のほかに、教養教育科目、外国語科目第 2 類及び第 3 類（ベーシック英語を除く）、保健体育科目、留学科目、外国人及び帰国生科目、専門科目、他学部・他学科開講科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目、留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目のうちから 18 単位以上を修得するものとする。

- (5) 外国人留学生等にあつては、次により 4 単位までを外国人及び帰国生科目についての単位で代えることができる。
- ア 日本語ⅠAは外国語科目第1類の英語ⅠA 1 単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類の英語ⅠBの1 単位
  - イ 日本語ⅡAは外国語科目第1類の英語ⅡAの1 単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類の英語ⅡBの1 単位
- (6) 外国語科目第3類のベーシック英語、教育免許および社会教育主事に関する科目は自由科目とし、卒業所要単位には加えない。

## (2) 政策デザイン学科

×は必修、【 】は選択必修、( )内は単位数

| 区分          |                              | 科目名                   |                       |
|-------------|------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 教養教育科目      | T G<br>ベ<br>ー<br>シ<br>ッ<br>ク | 人間的基礎                 | × 聖書を学ぶ (2)           |
|             |                              |                       | × キリスト教の歴史と思想 (2)     |
|             |                              |                       | 【 キリスト教学A (2)         |
|             |                              |                       | キリスト教学B (2)           |
|             |                              |                       | キリスト教学C (2)           |
|             |                              |                       | キリスト教学D (2) 】         |
|             |                              |                       | 【 共生社会と倫理 (2)         |
|             |                              |                       | 科学技術社会と倫理 (2) 】       |
|             |                              |                       | 【 よき社会生活のためにA（法律） (2) |
|             |                              | よき社会生活のためにB（福祉） (2)   |                       |
|             |                              | よき社会生活のためにC（健康） (2) 】 |                       |
|             |                              | 知的基礎                  | 【 リーディング&ライティング (2)   |
|             | クリティカル・シンキング (2) 】           |                       |                       |
|             | × 情報リテラシー (2)                |                       |                       |
|             | 課題探究                         | 【 統計的思考の基礎 (2)        |                       |
|             |                              | 科学的思考の基礎 (2) 】        |                       |
|             |                              | 【 キャリア形成の探究 (2)       |                       |
|             |                              | 東北学院史の探究 (2)          |                       |
|             |                              | データ活用による探究 (2)        |                       |
|             | 共通教養科目                       | 人文系                   | 【 哲学 (2) 】            |
|             |                              |                       | 芸術論 (2)               |
|             |                              |                       | 文化の歴史 (2)             |
|             |                              |                       | 音楽 (2)                |
|             |                              |                       | 倫理学 (2)               |
|             |                              |                       | 文学 (2)                |
|             |                              |                       | 歴史学 (2)               |
|             |                              |                       | 文化人類学 (2)             |
|             |                              |                       | 言語論 (2) 】             |
|             |                              | 社会系                   | 【 心理学 (2)             |
|             |                              |                       | 社会学 (2)               |
| 経営学 (2)     |                              |                       |                       |
| 法学 (2)      |                              |                       |                       |
| 日本国憲法 (2)   |                              |                       |                       |
| 現代の政治 (2)   |                              |                       |                       |
| 地理学 (2)     |                              |                       |                       |
| ジェンダー論 (2)  |                              |                       |                       |
| 東北地域論 (2) 】 |                              |                       |                       |
| 自然系         | 【 数理の科学 (2)                  |                       |                       |
|             | 記号論理学 (2)                    |                       |                       |
|             | 生命の科学 (2)                    |                       |                       |
|             | 環境の科学 (2)                    |                       |                       |
|             | 自然の科学 (2)                    |                       |                       |



|            |        |       |                |         |     |
|------------|--------|-------|----------------|---------|-----|
| 外国人及び帰国生科目 |        | 日本語ⅠA | (1)            |         |     |
|            |        | 日本語ⅠB | (1)            |         |     |
|            |        | 日本語ⅡA | (1)            |         |     |
|            |        | 日本語ⅡB | (1)            |         |     |
| 専門科目       | 専門基盤科目 | ×     | SDGs 概論        | (2)     |     |
|            |        |       | 経済学Ⅰ           | (2)     |     |
|            |        |       | 経済学Ⅱ           | (2)     |     |
|            |        |       | 公共経営論          | (2)     |     |
|            |        |       | 政治経済学Ⅰ         | (2)     |     |
|            |        |       | 政治経済学Ⅱ         | (2)     |     |
|            |        |       | 政策形成論          | (2)     |     |
|            |        |       | 政策評価論          | (2)     |     |
|            |        |       | 福祉国家論          | (2)     |     |
|            |        |       | 公共哲学Ⅰ          | (2)     |     |
|            |        |       | 公共哲学Ⅱ          | (2)     |     |
|            |        |       | 企業倫理Ⅰ          | (2)     |     |
|            |        |       | 企業倫理Ⅱ          | (2)     |     |
|            |        |       | 地域社会論          | (2)     |     |
|            |        |       | 共同体と市民社会       | (2)     |     |
|            | 領域専門科目 | 公共行政  |                | 社会保障論   | (2) |
|            |        |       |                | 財政入門    | (2) |
|            |        |       |                | 政治学入門   | (2) |
|            |        |       |                | 社会保険論   | (2) |
|            |        |       |                | 地方財政論   | (2) |
|            |        |       |                | 格差社会論   | (2) |
|            |        |       |                | 社会福祉原論  | (2) |
|            |        |       |                | 労働政策論   | (2) |
|            |        |       |                | 環境政策論   | (2) |
|            |        |       |                | 公的扶助論   | (2) |
|            |        | 経済産業  |                | 公共政策分析  | (2) |
|            |        |       |                | 福祉政策と地域 | (2) |
|            |        |       |                | 地方自治論   | (2) |
|            |        |       |                | 行政学     | (2) |
|            |        |       |                | 地域産業論   | (2) |
|            |        |       | 金融入門           | (2)     |     |
|            |        |       | グローバル時代の労働問題入門 | (2)     |     |
|            |        |       | 地域経済データ分析      | (2)     |     |
|            |        |       | 地域企業経営論        | (2)     |     |
|            |        |       | 加齢経済論Ⅰ         | (2)     |     |
|            |        |       | 国際貿易論          | (2)     |     |
|            |        |       | 加齢経済論Ⅱ         | (2)     |     |
|            |        |       | 地域金融論          | (2)     |     |
|            |        |       | 地域観光論          | (2)     |     |
|            |        |       | 社会と開発          | (2)     |     |
|            | 労働経済論  | (2)   |                |         |     |
|            | 日本経済論  | (2)   |                |         |     |
|            | 日本産業論  | (2)   |                |         |     |
|            | 地域政策論  | (2)   |                |         |     |
|            | 東北経済論  | (2)   |                |         |     |

|                                                                                      |            |       |                |     |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------|----------------|-----|--|
| 教育職員免許状の教科に関する科目                                                                     | 市民社会       |       | 東北開発論          | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 現代社会問題論        | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 日常生活とジェンダー     | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 災害社会論          | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 多文化共生論         | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | ジェンダーと政策       | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 人権政策論          | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 災害ボランティア・NPO 論 | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | シティズンシップ論      | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 地域防災・減災論       | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 復興まちづくり論       | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 障害学            | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 災害とマイノリティ      | (2) |  |
|                                                                                      | 演習・実習・特殊科目 | ×     | 基礎演習           | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 演習Ⅰ            | (4) |  |
|                                                                                      |            |       | 演習Ⅱ            | (4) |  |
|                                                                                      |            |       | 政策デザイン実習Ⅰ      | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 政策デザイン実習Ⅱ      | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 地域プロジェクト実習     | (4) |  |
|                                                                                      |            |       | 特殊講義           | (2) |  |
|                                                                                      |            | ×     | 卒業研究           | (2) |  |
|                                                                                      | 専門関連科目     |       | 憲法Ⅰ            | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 憲法Ⅱ            | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 民法総論           | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 行政法総論          | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 労働法            | (2) |  |
|                                                                                      |            |       | 商法             | (2) |  |
|                                                                                      |            | 家族法   | (2)            |     |  |
|                                                                                      |            | 社会保障法 | (2)            |     |  |
| 教育職員免許状の教科に関する科目                                                                     |            | 日本史概論 | (2)            |     |  |
|                                                                                      |            | 外国史概論 | (2)            |     |  |
|                                                                                      |            | 地理学概論 | (2)            |     |  |
|                                                                                      |            | 地誌学概論 | (2)            |     |  |
|                                                                                      |            | 民俗学Ⅰ  | (2)            |     |  |
|                                                                                      |            | 民俗学Ⅱ  | (2)            |     |  |
| 卒業要件                                                                                 |            |       |                |     |  |
| 履修方法                                                                                 |            |       |                |     |  |
| 地域総合学部所属の学生であって、政策デザイン学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計 124 単位以上を修得しなければならない。 |            |       |                |     |  |
| ただし、詳細な履修上の取扱いについては別に定める。                                                            |            |       |                |     |  |
| (1) 教養教育科目については、次により 34 単位以上を修得するものとする。                                              |            |       |                |     |  |
| ア TG ベーシック 人間的基礎 10 単位以上                                                             |            |       |                |     |  |
| イ TG ベーシック 知的基礎 6 単位（必修科目 2 単位を含む）以上                                                 |            |       |                |     |  |
| ウ TG ベーシック 課題探究 6 単位以上                                                               |            |       |                |     |  |

エ 共通教養科目 12 単位以上（人文系、社会系、自然系から各 4 単位以上）

（2）外国語科目については、第 1 類の 4 単位を修得するものとする。

（3）専門科目については、次により 52 単位以上を修得するものとする。

ア 専門基盤科目 18 単位（必修科目 2 単位を含む）以上

イ 領域専門科目 公共行政 10 単位以上

ウ 領域専門科目 経済産業 10 単位以上

エ 領域専門科目 市民社会 10 単位以上

オ 基礎演習・卒業研究 4 単位（必修科目 4 単位）以上

（4）（1）から（3）のほかに、外国語科目第 2 類及び第 3 類（ベーシック英語を除く）、保健体育科目、専門科目、他学部・他学科開講科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目のうちから 34 単位以上を修得するものとする。

（5）外国人留学生等にあつては、次により 4 単位までを外国人及び帰国生科目についての単位で代えることができる。

ア 日本語 I A は外国語科目第 1 類の英語 I A 1 単位、日本語 I B は外国語科目第 1 類の英語 I B の 1 単位

イ 日本語 II A は外国語科目第 1 類の英語 II A の 1 単位、日本語 II B は外国語科目第 1 類の英語 II B の 1 単位

（6）外国語科目第 3 類ベーシック英語及び教職等に関する科目は自由科目とし、卒業所要単位には加えない。

## 7. 情報学部

## データサイエンス学科

×は必修、【 】は選択必修、( )内は単位数

| 区分     |           | 科目名   |                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|-----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教養教育科目 | T G ベーシック | 人間的基礎 | × 聖書を学ぶ (2)<br>× キリスト教の歴史と思想 (2)<br>【 キリスト教学A (2)<br>キリスト教学B (2)<br>キリスト教学C (2)<br>キリスト教学D (2) 】<br>【 共生社会と倫理 (2)<br>科学技術社会と倫理 (2) 】<br>【 よき社会生活のためにA (法律) (2)<br>よき社会生活のためにB (福祉) (2)<br>よき社会生活のためにC (健康) (2) 】 |
|        |           | 知的基礎  | 【 リーディング&ライティング (2)<br>クリティカル・シンキング (2) 】<br>× <b>情報リテラシー</b> (2)<br>【 統計的思考の基礎 (2)<br>科学的思考の基礎 (2) 】                                                                                                            |
|        |           | 課題研究  | 【 キャリア形成の探究 (2)<br>東北学院史の探究 (2)<br>データ活用による探究 (2)<br>地域ボランティア活動の探究 (2)<br>地域課題の探究 (2)<br>課題探究演習 (2) 】                                                                                                            |
|        | 共通教養科目    | 人文系   | 【 哲学 (2)<br>芸術論 (2)<br>文化の歴史 (2)<br>音楽 (2)<br>倫理学 (2)<br>文学 (2)<br>歴史学 (2)<br>文化人類学 (2)<br>言語論 (2) 】                                                                                                             |
|        |           | 社会系   | 【 心理学 (2)<br>社会学 (2)<br>経営学 (2)<br>経済学 (2)<br>法学 (2)<br><u>日本国憲法</u> (2)<br>現代の政治 (2)<br>地理学 (2)<br>社会福祉論 (2)<br>ジェンダー論 (2)<br>東北地域論 (2) 】                                                                       |
|        |           | 自然系   | 【 数理の科学 (2)<br>記号論理学 (2)<br>生命の科学 (2)                                                                                                                                                                            |



|                |    |                                                                                                                                                                       |                                                                                                                            |
|----------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外国人及び<br>帰国生科目 |    | 日本語ⅠA<br>日本語ⅠB<br>日本語ⅡA<br>日本語ⅡB                                                                                                                                      | (1)<br>(1)<br>(1)<br>(1)                                                                                                   |
| 専門基盤科目         | 演習 | × フレッシュパーソンセミナー<br>× 情報学演習A<br>× 情報学演習B<br>× 総合研究(卒研課題)A<br>× 総合研究(卒研課題)B                                                                                             | (2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)                                                                                            |
|                | 数理 | 基礎数学<br>× 基礎統計学<br>応用統計学<br>線形代数学入門<br>線形代数学A<br>微分積分学A<br>微分方程式                                                                                                      | (2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)                                                                              |
|                | 情報 | × 情報社会と情報倫理<br>× コンピュータ科学<br>× プログラミング概論<br>プログラミング基礎<br>× 情報理論基礎<br>× データサイエンスA<br>人工知能概論<br>データサイエンスB                                                               | (2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)                                                                       |
|                | 社会 | × 社会調査基礎論<br>社会調査法<br>情報活用とデジタルヒューマニティーズ<br>× オープンデータの活用とデータの可視化<br>× 経営学概論<br>ファシリテーション論<br>プロジェクトマネジメントと組織論                                                         | (2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)                                                                              |
|                | 数理 | 集合論<br>線形代数学B<br>微分積分学B<br>確率・統計<br>解析学A<br>解析学B<br>代数学A<br>代数学B<br>幾何学A<br>幾何学B<br>数理情報学A<br>数理情報学B<br>複素関数<br>フーリエ解析<br>数学とコンピュータ<br>感覚知覚情報論A<br>感覚知覚情報論B<br>自然情報科学 | (2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2)<br>(2) |
| 専門科目           | 情報 | アルゴリズムとデータ構造                                                                                                                                                          | (2)                                                                                                                        |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 専門科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    | <u>プログラミング応用</u> (2)<br><u>機械学習</u> (2)<br><u>ソフトウェア開発論</u> (2)<br><u>情報通信ネットワーク基礎論</u> (2)<br><u>情報通信ネットワーク運用論</u> (2)<br><u>データベースシステム</u> (2)<br><u>ウェブサイト構築法</u> (2)<br><u>デジタルメディア表現と技術A</u> (2)<br><u>デジタルメディア表現と技術B</u> (2)<br><u>デジタルメディア製作</u> (2)<br><u>情報サービスとIoT</u> (2)<br><u>モデル化とシミュレーション</u> (2)<br><u>情報と職業</u> (2) |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 社会 | <u>社会統計学A</u> (2)<br><u>社会統計学B</u> (2)<br>社会調査実習A (2)<br>社会調査実習B (2)<br><u>多変量データ分析法</u> (2)<br>ゲームスタディーズ (2)<br><u>社会ネットワーク基礎論</u> (2)<br>数理社会学 (2)<br>テキストマイニング (2)<br><u>情報とビジネス</u> (2)<br><u>情報と地域連携</u> (2)<br><u>マーケティングリサーチ</u> (2)<br><u>情報と防災・福祉</u> (2)                                                                   |
| 卒業要件<br>履修方法<br>情報学部所属の学生であって、データサイエンス学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計 124 単位以上を修得しなければならない。<br>ただし、詳細な履修上の取扱いについては別に定める。<br>(1) 教養教育科目については、次により 34 単位以上を修得するものとする。<br>ア TGベーシック 人間的基礎 10 単位以上<br>イ TGベーシック 知的基礎 6 単位（必修科目 2 単位を含む）以上<br>ウ TGベーシック 課題探究 6 単位以上<br>エ 共通教養科目 12 単位以上（人文系、社会系、自然系から各 4 単位以上）<br><br>(2) 外国語科目については、第 1 類の 4 単位を修得するものとする。<br><br>(3) 専門基盤科目については、次により 34 単位以上を修得するものとする。<br>ア 専門基盤科目 演習 10 単位（必修科目）<br>イ 専門基盤科目 数理 2 単位（必修科目）以上<br>ウ 専門基盤科目 情報 10 単位（必修科目）以上<br>エ 専門基盤科目 社会 6 単位（必修科目）以上 |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

(4) 専門科目については、次により 34 単位以上を修得するものとする。

数理選択の場合

ア 専門科目 数理 6 単位以上

情報選択の場合

ア 専門科目 情報 6 単位以上

(5) (1) から (4) のほかに、教養教育科目、外国語科目第 2 類及び第 3 類（ベーシック英語を除く）、保健体育科目、専門基礎科目、専門科目、他学部・他学科開講科目及び単位互換の協定を締結している他大学開講科目のうちから 18 単位以上を修得するものとする。

(6) 外国人留学生等にあつては、次により 4 単位までを外国人及び帰国生科目についての単位で代えることができる。

ア 日本語ⅠAは外国語科目第1類の英語ⅠA 1 単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類の英語ⅠBの1 単位

イ 日本語ⅡAは外国語科目第1類の英語ⅡAの1 単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類の英語ⅡBの1 単位

(7) 外国語科目第3類ベーシック英語及び教職等に関する科目は自由科目とし、卒業所要単位には加えない。

8. 人間科学部  
心理行動科学科

×は必修、【 】は選択必修、( )内は単位数

| 区分     |                                 | 科目名   |                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|---------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教養教育科目 | T<br>G<br>ベ<br>ー<br>シ<br>ッ<br>ク | 人間的基礎 | × 聖書を学ぶ (2)<br>× キリスト教の歴史と思想 (2)<br>【 キリスト教学A (2)<br>キリスト教学B (2)<br>キリスト教学C (2)<br>キリスト教学D (2) 】<br>【 共生社会と倫理 (2)<br>科学技術社会と倫理 (2) 】<br>【 よき社会生活のためにA (法律) (2)<br>よき社会生活のためにB (福祉) (2)<br>よき社会生活のためにC (健康) (2) 】 |
|        |                                 | 知的基礎  | 【 リーディング&ライティング (2)<br>クリティカル・シンキング (2) 】<br>× <u>情報リテラシー</u> (2)<br>【 統計的思考の基礎 (2)<br>科学的思考の基礎 (2) 】                                                                                                            |
|        |                                 | 課題探究  | 【 キャリア形成の探究 (2)<br>東北学院史の探究 (2)<br>データ活用による探究 (2)<br>地域ボランティア活動の探究 (2)<br>地域課題の探究 (2)<br>課題探究演習 (2) 】                                                                                                            |
|        | 共通教養科目                          | 人文系   | 【 哲学 (2)<br>芸術論 (2)<br>文化の歴史 (2)<br>音楽 (2)<br>倫理学 (2)<br>文学 (2)<br>歴史学 (2)<br>文化人類学 (2)<br>言語論 (2) 】                                                                                                             |
|        |                                 | 社会系   | 【 社会学 (2)<br>経営学 (2)<br>経済学 (2)<br>法学 (2)<br><u>日本国憲法</u> (2)<br>現代の政治 (2)<br>地理学 (2)<br>社会福祉論 (2)<br>ジェンダー論 (2)<br>東北地域論 (2) 】                                                                                  |
|        |                                 | 自然系   | 【 数理の科学 (2)<br>記号論理学 (2)<br>生命の科学 (2)<br>環境の科学 (2)<br>自然の科学 (2)                                                                                                                                                  |



|      |         |                       |            |
|------|---------|-----------------------|------------|
| 専門科目 | 目       | 日本語Ⅱ A                | (1)        |
|      |         | 日本語Ⅱ B                | (1)        |
|      | 専門基盤科目  | × 心理学概論               | (2)        |
|      |         | × 臨床心理学概論             | (2)        |
|      |         | × 社会学概論               | (2)        |
|      |         | × 社会調査基礎論             | (2)        |
|      |         | × <u>健康と身体活動の基礎 A</u> | <u>(2)</u> |
|      |         | × <u>健康と身体活動の基礎 B</u> | <u>(2)</u> |
|      | 研究方法科目  | 基礎統計学                 | (2)        |
|      |         | 心理学研究法                | (2)        |
|      |         | 心理学統計法                | (2)        |
|      |         | 社会調査法                 | (2)        |
|      |         | 社会統計学                 | (2)        |
|      |         | 多変量解析                 | (2)        |
|      |         | <u>運動学研究法</u>         | <u>(2)</u> |
|      |         | <u>運動学統計法</u>         | <u>(2)</u> |
|      | 実験・実習科目 | 心理学実験                 | (2)        |
|      |         | 心理的アセスメント             | (2)        |
|      |         | 社会調査実習 A              | (2)        |
|      |         | 社会調査実習 B              | (2)        |
|      |         | <u>運動学実験実習 A</u>      | <u>(2)</u> |
|      |         | <u>運動学実験実習 B</u>      | <u>(2)</u> |
|      | 演習科目    | × 基礎演習 A              | (2)        |
|      |         | × 基礎演習 B              | (2)        |
|      |         | × 演習 A                | (2)        |
|      |         | × 演習 B                | (2)        |
|      |         | 特殊研究                  | (2)        |
|      |         | 文献講読 A                | (2)        |
|      |         | 文献講読 B                | (2)        |
|      |         | × 卒業研究 A              | (2)        |
|      |         | × 卒業研究 B              | (2)        |
|      | 臨床      | × <u>障害者・障害児心理学</u>   | <u>(2)</u> |
|      |         | × <u>人体の構造と機能及び疾病</u> | <u>(2)</u> |
|      |         | <u>健康・医療心理学</u>       | <u>(2)</u> |
|      |         | 福祉心理学                 | (2)        |
|      |         | 精神疾患とその治療             | (2)        |
|      |         | × <u>衛生公衆衛生学</u>      | <u>(2)</u> |
|      |         | × <u>学校保健Ⅰ</u>        | <u>(2)</u> |
|      |         | × <u>学校保健Ⅱ</u>        | <u>(2)</u> |
|      |         | <u>学校安全及び緊急処置</u>     | <u>(2)</u> |
|      |         | 心理学的支援法               | (2)        |
|      |         | 心理行動科学特殊講義 A          | (2)        |
|      | 個人      | 【 知覚・認知心理学            | (2)        |
|      |         | 学習・言語心理学              | (2)        |
|      |         | 感情・人格心理学              | (2)        |
|      |         | <u>神経・生理心理学</u>       | <u>(2)</u> |
|      |         | <u>発達心理学</u>          | <u>(2)</u> |
|      |         | 意思決定の科学               | (2)        |
|      |         | × <u>スポーツ心理学Ⅰ</u>     | <u>(2)</u> |
|      |         | 【 <u>スポーツ心理学Ⅱ</u>     | <u>(2)</u> |
|      |         | 】                     |            |

|                             |                        |                               |            |   |
|-----------------------------|------------------------|-------------------------------|------------|---|
|                             |                        | <u>スポーツ生理学</u>                | <u>(2)</u> | 1 |
|                             |                        | <u>運動方法学</u>                  | <u>(2)</u> |   |
|                             |                        | 心理行動科学特殊講義B                   | (2)        |   |
|                             | 社会                     | × <u>社会・集団・家族心理学</u>          | <u>(2)</u> |   |
|                             |                        | × 教育・学校心理学                    | (2)        |   |
|                             |                        | × ジェンダーの社会学                   | (2)        |   |
|                             |                        | × 現代社会と心理                     | (2)        |   |
|                             |                        | 産業・組織心理学                      | (2)        |   |
|                             |                        | 司法・犯罪心理学                      | (2)        |   |
|                             |                        | 関係行政論                         | (2)        |   |
|                             |                        | <u>スポーツ社会学</u>                | <u>(2)</u> |   |
|                             |                        | <u>スポーツマネジメント</u>             | <u>(2)</u> |   |
|                             |                        | 不平等の社会学                       | (2)        |   |
|                             |                        | 家族社会学                         | (2)        |   |
|                             |                        | 心理行動科学特殊講義C                   | (2)        |   |
| 免許<br>および資<br>格関<br>係科<br>目 | 公認心理師<br>に関する科<br>目    | 公認心理師の職責                      | (2)        |   |
|                             |                        | 心理演習                          | (2)        |   |
|                             |                        | 心理実習                          | (2)        |   |
|                             | 教員免許状<br>の教科に関<br>する科目 | <u>体育実技Ⅰ（陸上競技・水泳）</u>         | <u>(1)</u> |   |
|                             |                        | <u>体育実技Ⅱ（体づくり運動・器械運動・ダンス）</u> | <u>(1)</u> |   |
|                             |                        | <u>体育実技Ⅲ（武道）</u>              | <u>(1)</u> |   |
|                             |                        | <u>体育実技Ⅳ（球技）</u>              | <u>(1)</u> |   |

卒業要件  
履修方法

人間科学部所属の学生であって、心理行動科学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計 124 単位以上を修得しなければならない。

ただし、詳細な履修上の取扱いについては別に定める。

(1) 教養教育科目については、次により 34 単位以上を修得するものとする。

ア T G ベーシック 人間的基礎 10 単位以上

イ T G ベーシック 知的基礎 6 単位（必修科目 2 単位を含む）以上

ウ T G ベーシック 課題探究 6 単位以上

エ 共通教養科目 12 単位以上（人文系、社会系、自然系から各 4 単位以上）

(2) 外国語科目については、次により 6 単位以上（必修及び選択必修を含む。）を修得するものとする。

ア 外国語科目第 1 類 4 単位（必修科目）

イ 外国語科目第 2 類 2 単位（選択必修）

(3) 専門科目については、専門基盤科目から 12 単位（必修科目）、研究方法科目から 4 単位以上、実験・実習科目から 4 単位以上及び演習科目から 12 単位（必修科目 12 単位を含む）以上の 32 単位以上を修得するほか、次により選択したコースごとに 42 単位以上を修得するものとする。

- ア 臨床コース 臨床から 10 単位（必修科目）、個人から 6 単位（必修科目 2 単位及び選択必修科目 4 単位を含む）以上、社会から 8 単位（必修科目）以上のほか臨床から 10 単位（必修科目を除く）以上、個人及び社会から 8 単位（必修科目を除く）以上
- イ 個人コース 臨床から 10 単位（必修科目）、個人から 6 単位（必修科目 2 単位及び選択必修科目 4 単位を含む）、社会から 8 単位（必修科目）以上のほか個人から 10 単位（必修科目 2 単位及び選択必修科目 4 単位を除く）以上、臨床及び社会から 8 単位（必修科目を除く）以上
- ウ 社会コース 臨床から 10 単位（必修科目）、個人から 6 単位（必修科目 2 単位及び選択必修科目 4 単位を含む）以上、社会から 8 単位（必修科目）のほか社会から 10 単位（必修科目を除く）以上、臨床及び個人から 8 単位（必修科目及び選択必修科目を除く）以上

（４）（１）から（３）のほかに、教養教育科目、外国語科目第 2 類及び第 3 類（ベーシック英語を除く）、保健体育科目、留学科目、外国人及び帰国生科目、専門科目、他学部・他学科開講科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目、留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目のうちから 10 単位以上を修得するものとする。

（５）外国人留学生等にあつては、次により 4 単位までを外国人及び帰国生科目についての単位で代えることができる。

- ア 日本語ⅠＡは外国語科目第 1 類の英語ⅠＡ 1 単位、日本語ⅠＢは外国語科目第 1 類の英語ⅠＢの 1 単位
- イ 日本語ⅡＡは外国語科目第 1 類の英語ⅡＡの 1 単位、日本語ⅡＢは外国語科目第 1 類の英語ⅡＢの 1 単位

（６）外国語科目第 3 類ベーシック英語、免許および資格関係科目は自由科目とし、卒業所要単位には加えない。





|     |             |                                    |                      |   |  |                      |   |  |                      |   |  |  |
|-----|-------------|------------------------------------|----------------------|---|--|----------------------|---|--|----------------------|---|--|--|
|     |             | び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）          |                      |   |  |                      |   |  |                      |   |  |  |
| 第4欄 | 道徳、         | 道徳の理論及び指導法                         | 道徳教育の理論と方法           | 2 |  |                      |   |  |                      |   |  |  |
|     | 総合的な        | 総合的な学習の時間の指導法                      | 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 | 2 |  | 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 | 2 |  | 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 | 2 |  |  |
|     | 学習の時間       | 特別活動の指導法                           |                      |   |  |                      |   |  |                      |   |  |  |
|     | 等           | 教育の方法及び技術                          | 教育の方法と技術             | 2 |  | 教育の方法と技術             | 2 |  | 教育の方法と技術             | 2 |  |  |
|     | の指導法        | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法               | ICT活用の理論と方法          | 2 |  | ICT活用の理論と方法          | 2 |  | ICT活用の理論と方法          | 2 |  |  |
|     | 及び生徒指導、教育相談 | 生徒指導の理論及び方法                        | 生徒指導・進路指導の理論と方法      | 2 |  | 生徒指導・進路指導の理論と方法      | 2 |  | 生徒指導・進路指導の理論と方法      | 2 |  |  |
|     |             | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                |                      |   |  |                      |   |  |                      |   |  |  |
|     |             | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 教育相談の理論と方法           | 2 |  | 教育相談の理論と方法           | 2 |  | 教育相談の理論と方法           | 2 |  |  |



## 履修方法

- (1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。
- (2) 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。
- (3) 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。
- (4) 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」2単位を修得しなければならない。
- (5) 「大学が独自の設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることができる。

## (2) 政策デザイン学科

2023年度入学生から適用

| 教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 |                        |                    |             | 中学校教諭一種免許状<br>(社会) |         |          | 高等学校教諭一種免許状<br>(公民) |         |   | 備考               |  |
|----------------------|------------------------|--------------------|-------------|--------------------|---------|----------|---------------------|---------|---|------------------|--|
|                      | 科目                     | 各科目に含めることが必要な事項    | 単<br>位<br>数 | 授業科目               | 単位<br>数 |          | 授業科目                | 単位<br>数 |   | 必：必修科目<br>選：選択科目 |  |
|                      |                        |                    |             |                    | 必       | 選        |                     | 必       | 選 |                  |  |
| 第2欄の指導法              | 教科<br>及<br>び<br>教科の指導法 | 教科に関する専門的事項        |             | 取得しようとする教科ごとに単位を修得 |         |          | 取得しようとする教科ごとに単位を修得  |         |   |                  |  |
|                      | (情報通信技術の活用を含む。)        | 中<br>28<br>高<br>24 | 社会・地理歴史科    | 2                  |         | 社会・公民科教育 | 2                   |         |   |                  |  |
|                      |                        |                    | 教育法（概論・理論）  |                    |         | 法（概論・理論） |                     |         |   |                  |  |
|                      |                        |                    | 社会・地理歴史科    | 2                  |         | 社会・公民科教育 | 2                   |         |   |                  |  |
|                      |                        |                    | 教育法（実践）     |                    |         | 法（実践）    |                     |         |   |                  |  |
|                      |                        |                    | 社会・地理歴史科    | 2                  |         | 社会・公民科教育 | 2                   |         |   |                  |  |
|                      |                        | 教育法（応用）            |             |                    | 法（応用）   |          |                     |         |   |                  |  |

|     |                            |                                                                   |                      |   |          |   |  |  |
|-----|----------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------|---|----------|---|--|--|
| 第3欄 | に<br>関<br>す<br>る<br>科<br>目 |                                                                   | 社会・公民科教育<br>法（概論・理論） | 2 |          |   |  |  |
|     |                            |                                                                   | 社会・公民科教育<br>法（実践）    | 2 |          |   |  |  |
|     |                            |                                                                   | 社会・公民科教育<br>法（応用）    | 2 |          |   |  |  |
|     | 教<br>育<br>の                | 教育の理念並びに<br>教育に関する歴史<br>及び思想                                      | 教育基礎論                | 2 | 教育基礎論    | 2 |  |  |
|     | 基<br>礎<br>的<br>理<br>解      | 教職の意義及び教<br>員の役割・職務内<br>容（チーム学校運<br>営への対応を含<br>む。）                | 現代教職論                | 2 | 現代教職論    | 2 |  |  |
|     | に<br>関<br>す<br>る<br>科<br>目 | 教育に関する社会<br>的、制度的又は経<br>営的事項（学校と<br>地域との連携及び<br>学校安全への対応<br>を含む。） | 教育の制度と経営             | 2 | 教育の制度と経営 | 2 |  |  |
|     |                            | 幼児、児童及び生<br>徒の心身の発達及<br>び学習の過程                                    | 教育心理学                | 2 | 教育心理学    | 2 |  |  |
|     |                            | 特別の支援を必要<br>とする幼児、児童<br>及び生徒に対する<br>理解                            | 特別支援教育論              | 2 | 特別支援教育論  | 2 |  |  |
|     |                            | 教育課程の意義及<br>び編成の方法（カ                                              | 教育課程論                | 2 | 教育課程論    | 2 |  |  |

|     |               |                                    |                      |   |  |                      |   |  |  |
|-----|---------------|------------------------------------|----------------------|---|--|----------------------|---|--|--|
|     |               | リキュラム・マネジメントを含む。)                  |                      |   |  |                      |   |  |  |
| 第4欄 | 道徳、           | 道徳の理論及び指導法                         | 道徳教育の理論と方法           | 2 |  |                      |   |  |  |
|     | 総合的           | 総合的な学習の時間の指導法                      | 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 | 2 |  | 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 | 2 |  |  |
|     | な学            | 特別活動の指導法                           | 教育の方法と技術             | 2 |  | 教育の方法と技術             | 2 |  |  |
|     | 習の            | 教育の方法及び技術                          | ICT活用の理論と方法          | 2 |  | ICT活用の理論と方法          | 2 |  |  |
|     | 時間等           | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法               | 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 | 2 |  | 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 | 2 |  |  |
|     | の指導           | 生徒指導の理論及び方法                        | 教育相談の理論と方法           | 2 |  | 教育相談の理論と方法           | 2 |  |  |
|     | 法及び生徒指導、教育相談等 | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                | 教育相談の理論と方法           | 2 |  | 教育相談の理論と方法           | 2 |  |  |
|     |               | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |                      |   |  |                      |   |  |  |



- (1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。
- (2) 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。
- (3) 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。
- (4) 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」2単位を修得しなければならない。
- (5) 「大学が独自の設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることができる。

## 7 情報学部 データサイエンス学科

2023年度入学生から適用

| 教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 |        |                         |            | 中学校教諭一種<br>免許状（数学） |         |   | 高等学校教諭一<br>種免許状（数学） |         |   | 高等学校教諭一<br>種免許状（情報） |         |   | 備考                           |  |
|----------------------|--------|-------------------------|------------|--------------------|---------|---|---------------------|---------|---|---------------------|---------|---|------------------------------|--|
|                      | 科<br>目 | 各科目に含める<br>ことが必要な事<br>項 | 単位<br>数    | 授業科目               | 単位<br>数 |   | 授業科目                | 単位<br>数 |   | 授業科目                | 単位<br>数 |   | 必：必修科<br>目<br><br>選：選択科<br>目 |  |
|                      |        |                         |            |                    | 必       | 選 |                     | 必       | 選 |                     | 必       | 選 |                              |  |
| 第2欄の指導               | 教科及び   | 教科に関する専門的事項             | 中28<br>高24 | 取得しようとする教科ごとに単位を修得 |         |   | 取得しようとする教科ごとに単位を修得  |         |   | 取得しようとする教科ごとに単位を修得  |         |   |                              |  |
|                      | 教科の指導  | 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）  |            | 数学科教育              | 2       |   | 数学科教育               | 2       |   | 情報科教育               | 2       |   |                              |  |
|                      |        |                         |            | 法（概論）              |         |   | 法（概論）               |         |   | 法（概論・理論）            |         |   |                              |  |
|                      |        |                         |            | 数学科教育              | 2       |   | 数学科教育               | 2       |   | 情報科教育               | 2       |   |                              |  |
|                      |        |                         |            | 法（理論）              |         |   | 法（理論）               |         |   | 法（実践・               |         |   |                              |  |







|   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 目 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

履修方法

(1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。

(2) 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。

(3) 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。

(4) 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び数理、「データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」2単位を修得しなければならない。

(5) 「大学が独自の設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることができる。

8 人間科学部 心理行動科学科

2023年度入学生から適用

[illegible]

|     |          |                                               |                    |                    |  |  |
|-----|----------|-----------------------------------------------|--------------------|--------------------|--|--|
| 第3欄 | 導法に関する科目 |                                               | (実践)<br>保健体育科教育法 2 | (実践)<br>保健体育科教育法 2 |  |  |
|     |          |                                               | (応用)               | (応用)               |  |  |
|     | 教育の基礎的理解 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | 教育基礎論 2            | 教育基礎論 2            |  |  |
|     | 基礎的理解    | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）            | 現代教職論 2            | 現代教職論 2            |  |  |
|     | に関する科目   | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | 教育の制度と経営 2         | 教育の制度と経営 2         |  |  |
|     |          | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        | 教育心理学 2            | 教育心理学 2            |  |  |
|     |          | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                    | 特別支援教育論 2          | 特別支援教育論 2          |  |  |

|     |             |                                    |                   |                      |   |  |                      |   |  |  |
|-----|-------------|------------------------------------|-------------------|----------------------|---|--|----------------------|---|--|--|
|     |             | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）  |                   | 教育課程論                | 2 |  | 教育課程論                | 2 |  |  |
| 第4欄 | 道徳、         | 道徳の理論及び指導法                         | 中<br>10<br>高<br>8 | 道徳教育の理論と方法           | 2 |  |                      |   |  |  |
|     | 総合的         | 総合的な学習の時間の指導法                      |                   | 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 | 2 |  | 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 | 2 |  |  |
|     | な学          | 特別活動の指導法                           |                   |                      |   |  |                      |   |  |  |
|     | 習の          | 教育の方法及び技術                          |                   | 教育の方法と技術             | 2 |  | 教育の方法と技術             | 2 |  |  |
|     | 時間          | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法               |                   | ICT活用の理論と方法          | 2 |  | ICT活用の理論と方法          | 2 |  |  |
|     | 等           | 生徒指導の理論及び方法                        |                   | 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 | 2 |  | 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 | 2 |  |  |
|     | の指          | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                |                   |                      |   |  |                      |   |  |  |
|     | 法及び生徒指導、教育相 | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |                   | 教育相談の理論と方法           | 2 |  | 教育相談の理論と方法           | 2 |  |  |

|     |              |        |       |                 |        |                 |        |                     |  |
|-----|--------------|--------|-------|-----------------|--------|-----------------|--------|---------------------|--|
| 第5欄 | 談等に関する科目     |        |       |                 |        |                 |        |                     |  |
|     | 教育実践に関する科目   | 教育実習   | 中5高   | 教育実習Ⅰ<br>教育実習Ⅱ  | 3<br>2 | 教育実習Ⅰ<br>教育実習Ⅱ  | 3<br>2 | 教育実習Ⅰは、事前事後指導1単位を含む |  |
|     |              | 学校体験活動 | 3     |                 |        |                 |        |                     |  |
|     |              | 教職実践演習 | 中2高2  | 教職実践演習<br>(中・高) | 2      | 教職実践演習<br>(中・高) | 2      |                     |  |
| 第6欄 | 大学が独自に設定する科目 |        | 中4高12 | 介護体験実習          | 2      | 介護体験実習          | 2      |                     |  |



## 別表第3の2（第31条関係）

## 教育職員免許状の種類及び教科

| 学部   | 学科      | 免許状の種類      | 教科      |
|------|---------|-------------|---------|
| 文学部  | 英文学科    | 中学校教諭一種免許状  | 英語      |
|      |         | 高等学校教諭一種免許状 | 英語      |
|      | 総合人文学科  | 中学校教諭一種免許状  | 宗教      |
|      |         | 高等学校教諭一種免許状 | 宗教      |
|      | 歴史学科    | 中学校教諭一種免許状  | 社会      |
|      |         | 高等学校教諭一種免許状 | 地理歴史    |
|      | 教育学科    | 小学校教諭一種免許状  | —       |
|      |         | 中学校教諭一種免許状  | 英語      |
|      |         | 高等学校教諭一種免許状 | 英語      |
| 経済学部 | 経済学科    | 中学校教諭一種免許状  | 社会      |
|      |         | 高等学校教諭一種免許状 | 公民・商業   |
| 経営学部 | 経営学科    | 中学校教諭一種免許状  | 社会      |
|      |         | 高等学校教諭一種免許状 | 公民・商業   |
| 法学部  | 法律学科    | 中学校教諭一種免許状  | 社会      |
|      |         | 高等学校教諭一種免許状 | 地理歴史・公民 |
| 工学部  | 機械知能工学科 | 高等学校教諭一種免許状 | 工業      |
|      | 電気電子工学科 | 高等学校教諭一種免許状 | 工業      |

|        |            |             |         |
|--------|------------|-------------|---------|
|        | 環境建設工学科    | 高等学校教諭一種免許状 | 工業      |
| 地域総合学部 | 地域コミュニティ学科 | 中学校教諭一種免許状  | 社会      |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 地理歴史・公民 |
|        | 政策デザイン学科   | 中学校教諭一種免許状  | 社会      |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 公民      |
| 情報学部   | データサイエンス学科 | 中学校教諭一種免許状  | 数学      |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 数学・情報   |
| 人間科学部  | 心理行動科学科    | 中学校教諭一種免許状  | 保健体育    |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 保健体育    |

別表第4～別表第5 省略

## ○東北学院大学教職課程履修細則（案）

昭和41年4月1日制定第3号

## 改正

平成元年4月1日

省略

令和2年2月26日改正第27号

令和 年 月 日改正第 号

## 東北学院大学教職課程履修細則

（趣旨）

**第1条** この細則は、東北学院大学学則第30条第3項及び東北学院大学大学院学則第51条第3項の規定に基づき、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得しようとする者の教職課程の履修に関し必要な事項を定める。

（免許状の取得要件）

**第2条** 小学校、中学校及び高等学校の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）に設置する教職課程について所定の単位を修得しなければならない。

（認定課程）

**第3条** 本学に大学の正規の課程及び大学院の課程を置く。

（免許状の授与）

**第4条** 本学に4年以上在学して学士の学位を有し、所定の単位を修得した者には、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状が授与される。

2 東北学院大学大学院（以下「本大学院」という。）で修士の学位を有し、所定の単位を修得した者には、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状が授与される。

（所定の単位）

**第5条** 前条に規定する所定の単位は、教育職員免許法に定める「教科及び教職に関する科目」及び教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（以下「第66条の6科目」という。）の単位とする。

2 「教科及び教職に関する科目」は、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」とする。

(種類及び教科)

**第6条** 本学において取得できる免許状の種類及び教科は、別表1及び別表1の2に定めるとおりとする。

(教育職員免許法及び第66条の6科目に定める科目)

**第7条** 別表1及び別表1の2に定める各免許状の基礎資格並びに「教科及び教職に関する科目」の最低修得単位数は、別表2に定めるとおりとする。

2 第5条第1項に規定する第66条の6科目及び履修方法については、別表2の2に定めるとおりとする。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

**第8条** 第5条第2項に規定する「教科及び教科の指導法に関する科目」及び履修方法のうち、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状については、別表3から別表13までに定めるとおりとする。

2 第5条第2項に規定する「教科及び教科の指導法に関する科目」及び履修方法のうち、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状については、別表14から別表22までに定めるとおりとする。

(教育の基礎的理解に関する科目等の科目)

**第9条** 第5条第2項に規定する「教育の基礎的理解に関する科目等の科目」及び履修方法については、別表23に定めるとおりとする。

(大学が独自に設定する科目)

**第10条** 第5条第2項に規定する「大学が独自に設定する科目」及び履修方法については、別表24に定めるとおりとする。

(事務)

**第11条** この細則に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改廃)

**第12条** この細則の改廃は、教授会の議又は研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

## 附 則

(本細則を制定)

本細則は、昭和41年4月1日から適用する。

省略

附 則（令和 2 年 2 月 26 日改正第 27 号）

この細則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 年 月 日改正第 号）

この細則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

| 学部     | 学科         | 免許状の種類      | 教科      |
|--------|------------|-------------|---------|
| 文学部    | 英文学科       | 中学校教諭一種免許状  | 英語      |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 英語      |
|        | 総合人文学科     | 中学校教諭一種免許状  | 宗教      |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 宗教      |
|        | 歴史学科       | 中学校教諭一種免許状  | 社会      |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 地理歴史    |
|        | 教育学科       | 小学校教諭一種免許状  | -       |
|        |            | 中学校教諭一種免許状  | 英語      |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 英語      |
| 経済学部   | 経済学科       | 中学校教諭一種免許状  | 社会      |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 公民・商業   |
| 経営学部   | 経営学科       | 中学校教諭一種免許状  | 社会      |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 公民・商業   |
| 法学部    | 法律学科       | 中学校教諭一種免許状  | 社会      |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 地理歴史・公民 |
| 工学部    | 機械知能工学科    | 高等学校教諭一種免許状 | 工業      |
|        | 電気電子工学科    | 高等学校教諭一種免許状 | 工業      |
|        | 環境建設工学科    | 高等学校教諭一種免許状 | 工業      |
| 地域総合学部 | 地域コミュニティ学科 | 中学校教諭一種免許状  | 社会      |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 地理歴史・公民 |
|        | 政策デザイン学科   | 中学校教諭一種免許状  | 社会      |
|        |            | 高等学校教諭一種免許状 | 公民      |

|       |            |             |       |
|-------|------------|-------------|-------|
| 情報学部  | データサイエンス学科 | 中学校教諭一種免許状  | 数学    |
|       |            | 高等学校教諭一種免許状 | 数学・情報 |
| 人間科学部 | 心理行動科学科    | 中学校教諭一種免許状  | 保健体育  |
|       |            | 高等学校教諭一種免許状 | 保健体育  |

別表 1 の 2 省略

別表 2 (第 7 条関係)

| 区分<br><br>免許状の種類                                                                                           | 基礎資格  |             | 大学において修得することを必要とする最低単位数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------|-------------------------|
|                                                                                                            |       |             | 教科及び教職に関する科目            |
| 小学校教諭                                                                                                      | 一種免許状 | 学士の学位を有すること | 59                      |
| 中学校教諭                                                                                                      | 一種免許状 | 学士の学位を有すること | 59                      |
|                                                                                                            | 専修免許状 | 修士の学位を有すること | 24                      |
| 高等学校教諭                                                                                                     | 一種免許状 | 学士の学位を有すること | 59                      |
|                                                                                                            | 専修免許状 | 修士の学位を有すること | 24                      |
| 備考 専修免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第 5 条別表第 1 第 3 欄に定めるものについては、本大学院において開設する「教科及び教職に関する科目」に対応する授業科目の単位を修得するものとする。 |       |             |                         |

別表 2 の 2 (第 7 条関係)

|       | 小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状 |                |          |
|-------|---------------------|----------------|----------|
| 科目    | 教育職員免許法による最低修得単位数   | 本学において開設する授業科目 | 単位       |
| 日本国憲法 | 教育職員免許法第            | 日本国憲法          | <u>2</u> |
| 体育    | 5 条別表第 1 備考         | スポーツ実技 A       | <u>1</u> |

|                                                                                                                            |                                       |                                                                                                                                   |                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
|                                                                                                                            | 第4号(同法施行規則第66条の6)に規定する文部科学省令で定める科目の単位 | スポーツ実技B<br>体育講義                                                                                                                   | <u>1</u><br><u>2</u>                   |
| 外国語コミュニケーション                                                                                                               |                                       | 英語コミュニケーション<br>Integrated English I<br>Integrated English II<br>外国語コミュニケーション<br>外国語コミュニケーション I<br>外国語コミュニケーション II<br>英語コミュニケーションズ | <u>2</u><br>2<br>2<br>2<br>1<br>1<br>2 |
| 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作                                                                                              |                                       | 情報リテラシー<br>情報リテラシー I<br>情報リテラシー II<br>情報処理概論 I<br>情報処理概論 II                                                                       | <u>2</u><br>2<br>2<br>2<br>2           |
| 備考 日本国憲法2単位は各学部学科で定める「日本国憲法」2単位を、体育、外国語コミュニケーション及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」は、各学部学科が定めるそれぞれの科目より2単位又は4単位を修得しなければならない。 |                                       |                                                                                                                                   |                                        |

別表3 ～ 別表5 省略

**別表6**（第8条第1項関係） 数学（中学校一種・高等学校一種免許状）

1 情報学部データサイエンス学科

2023年度入学生から適用

| 教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数 |     |          |   | 対応する開設授業科目及び単位数 |          |
|------------------------|-----|----------|---|-----------------|----------|
| 区分                     | 科目  | 必修単<br>位 |   |                 |          |
| 教科                     | 代数学 | 中20      | ◎ | 線形代数学入門         | <u>2</u> |
| 及び<br>に関               |     | 高20      | ◎ | 線形代数学A          | <u>2</u> |

|                                  |               |            |                   |               |          |
|----------------------------------|---------------|------------|-------------------|---------------|----------|
| 教科<br>の指<br>導法<br>に関<br>する<br>科目 | 専門<br>的事<br>項 |            |                   | <u>線形代数学B</u> | <u>2</u> |
|                                  |               |            |                   | <u>代数学A</u>   | <u>2</u> |
|                                  |               |            |                   | <u>代数学B</u>   | <u>2</u> |
|                                  |               |            |                   | <u>数理情報学A</u> | <u>2</u> |
|                                  |               |            |                   | <u>数理情報学B</u> | <u>2</u> |
|                                  |               | 幾何学        | ◎                 | <u>集合論</u>    | <u>2</u> |
|                                  |               |            |                   | <u>幾何学A</u>   | <u>2</u> |
|                                  |               |            |                   | <u>幾何学B</u>   | <u>2</u> |
|                                  |               | 解析学        | ◎                 | <u>微分積分学A</u> | <u>2</u> |
|                                  |               |            | ◎                 | <u>微分積分学B</u> | <u>2</u> |
|                                  |               |            | <u>微分方程式</u>      | <u>2</u>      |          |
|                                  |               |            | <u>解析学A</u>       | <u>2</u>      |          |
|                                  |               |            | <u>解析学B</u>       | <u>2</u>      |          |
|                                  |               |            | <u>複素関数</u>       | <u>2</u>      |          |
|                                  |               |            | <u>フーリエ解析</u>     | <u>2</u>      |          |
|                                  | 「確率論、統計学」     | ◎          | <u>基礎統計学</u>      | <u>2</u>      |          |
|                                  |               | ◎          | <u>応用統計学</u>      | <u>2</u>      |          |
|                                  |               |            | <u>確率・統計</u>      | <u>2</u>      |          |
|                                  | コンピュータ        | ◎          | <u>数学とコンピュータ</u>  | <u>2</u>      |          |
|                                  |               |            | <u>プログラミング概論</u>  | <u>2</u>      |          |
|                                  |               |            | <u>プログラミング基礎</u>  | <u>2</u>      |          |
| 各教科の指導法（情報通<br>信技術の活用を含む。）       | 中 8<br>高 4    | ◎          | <u>数学科教育法（概論）</u> | <u>2</u>      |          |
|                                  |               | ◎          | <u>数学科教育法（理論）</u> | <u>2</u>      |          |
|                                  |               | ◎          | <u>数学科教育法（実践）</u> | <u>2</u>      |          |
|                                  |               | ◎          | <u>数学科教育法（応用）</u> | <u>2</u>      |          |
| 計                                |               | 中28<br>高24 | ◎は免許状授与に要する必修科目   |               |          |
| 備考                               |               |            |                   |               |          |

## 別表 7（第 8 条第 1 項関係） 社会（中学校一種免許状）

1 文学部歴史学科 ～ 4 法学部法律学科 省略

5 地域総合学部地域コミュニティ学科

2023年度入学生から適用

| 教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数                         |             |          | 対応する開設授業科目及び単位数 |                        |
|------------------------------------------------|-------------|----------|-----------------|------------------------|
| 区分                                             | 科目          | 必修単<br>位 |                 |                        |
| 教科<br>及び教科<br>教科に関<br>の指導法<br>に関する<br>事項<br>科目 | 日本史・外国史     | 中20      | ◎               | <u>日本史概説</u> 2         |
|                                                |             |          | ◎               | <u>外国史概説</u> 2         |
|                                                |             |          |                 | <u>民俗学概論Ⅰ</u> 2        |
|                                                |             |          |                 | <u>民俗学概論Ⅱ</u> 2        |
|                                                |             |          |                 | <u>歴史の中の東北</u> 2       |
|                                                |             |          |                 | <u>江戸から明治へ</u> 2       |
|                                                |             |          |                 | <u>イスラーム世界の形成と展開</u> 2 |
|                                                |             |          |                 | <u>アジア史概論Ⅰ</u> 2       |
|                                                |             |          |                 | <u>アジア史概論Ⅱ</u> 2       |
|                                                |             |          |                 | <u>ヨーロッパ史概論Ⅰ</u> 2     |
|                                                |             |          |                 | <u>ヨーロッパ史概論Ⅱ</u> 2     |
|                                                | 地理学（地誌を含む。） |          | ◎               | <u>地理学要説</u> 2         |
|                                                |             |          | ◎               | <u>地誌学要説</u> 2         |
|                                                |             |          |                 | <u>東北地域論</u> 2         |
|                                                |             |          |                 | <u>地域と自然</u> 2         |
|                                                |             |          |                 | <u>地域データ分析法</u> 2      |
|                                                |             |          |                 | <u>経済地理学</u> 2         |
|                                                |             |          |                 | <u>地域システム論</u> 2       |
|                                                |             |          |                 | <u>気候学</u> 2           |

|  |                            |                  |   |                           |          |
|--|----------------------------|------------------|---|---------------------------|----------|
|  |                            |                  |   | <u>地形学</u>                | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>生態学</u>                | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>環境マネジメント</u>           | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>地域防災科学</u>             | <u>2</u> |
|  |                            | 「法律学、政治学」        | ◎ | <u>政治学概論</u>              | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>福祉国家概論</u>             | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>政策分析論</u>              | <u>2</u> |
|  |                            | 「社会学、経済学」        | ◎ | <u>社会学</u>                | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>市民活動論</u>              | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>地域生活論</u>              | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>SDGs 概論</u>            | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>共同体と市民社会</u>           | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>地域社会論</u>              | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>地域政策論</u>              | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>地域文化論</u>              | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>地域福祉論</u>              | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>NPO 論</u>              | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>福祉社会論</u>              | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>教育と社会</u>              | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>環境社会学</u>              | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>SDGs とシティズンシップ論</u>    | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>経済学概論 I</u>            | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>経済学概論 II</u>           | <u>2</u> |
|  |                            |                  |   | <u>国際経済学</u>              | <u>2</u> |
|  |                            | 「哲学、倫理学、宗<br>教学」 | ○ | <u>哲学</u>                 | <u>2</u> |
|  |                            |                  | ○ | <u>倫理学</u>                | <u>2</u> |
|  | 各教科の指導法（情報通<br>信技術の活用を含む。） | 中 8              | ◎ | <u>社会・地理歴史科教育法（概論・理論）</u> | <u>2</u> |
|  |                            |                  | ○ | <u>社会・地理歴史科教育法（実践）</u>    | <u>2</u> |
|  |                            |                  | ◎ | <u>社会・地理歴史科教育法（応用）</u>    | <u>2</u> |

|                                                                                      |  |     |                                      |          |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--|-----|--------------------------------------|----------|
|                                                                                      |  |     | ◎ <u>社会・公民科教育法（概論・理論）</u>            | <u>2</u> |
|                                                                                      |  |     | ○ <u>社会・公民科教育法（実践）</u>               | <u>2</u> |
|                                                                                      |  |     | ◎ <u>社会・公民科教育法（応用）</u>               | <u>2</u> |
| 計                                                                                    |  | 中28 | ◎は免許状授与に要する必修科目<br>○は免許状授与に要する選択必修科目 |          |
| 備考 「哲学」及び「倫理学」はいずれか1科目選択必修となる。<br>「社会・地理歴史科教育法（実践）」及び「社会・公民科教育法（実践）」はいずれか1科目選択必修とする。 |  |     |                                      |          |

## 6 地域総合学部政策デザイン学科

2023年度入学生から適用

| 教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数                   |             |          | 対応する開設授業科目及び単位数 |                |          |
|------------------------------------------|-------------|----------|-----------------|----------------|----------|
| 区分                                       | 科目          | 必修単<br>位 |                 |                |          |
| 教科及び教科<br>教科に関する<br>の指導法に<br>関する事項<br>科目 | 日本史・外国史     | 中20      | ◎               | <u>日本史概論</u>   | <u>2</u> |
|                                          |             |          | ◎               | <u>外国史概論</u>   | <u>2</u> |
|                                          |             |          |                 | <u>民俗学Ⅰ</u>    | <u>2</u> |
|                                          |             |          |                 | <u>民俗学Ⅱ</u>    | <u>2</u> |
|                                          | 地理学（地誌を含む。） |          | ◎               | <u>地理学概論</u>   | <u>2</u> |
|                                          |             |          | ◎               | <u>地誌学概論</u>   | <u>2</u> |
|                                          | 「法律学、政治学」   |          | ◎               | <u>政治学入門</u>   | <u>2</u> |
|                                          |             |          |                 | <u>福祉国家論</u>   | <u>2</u> |
|                                          |             |          |                 | <u>政策評価論</u>   | <u>2</u> |
|                                          | 「社会学、経済学」   |          | ◎               | <u>経済学Ⅰ</u>    | <u>2</u> |
|                                          |             |          | ◎               | <u>経済学Ⅱ</u>    | <u>2</u> |
|                                          |             |          | ◎               | <u>国際貿易論</u>   | <u>2</u> |
|                                          |             |          |                 | <u>SDGs 概論</u> | <u>2</u> |
|                                          |             |          |                 | <u>社会保障論</u>   | <u>2</u> |

|                                |                  |                   |                           |                 |   |
|--------------------------------|------------------|-------------------|---------------------------|-----------------|---|
|                                |                  |                   |                           | <u>財政入門</u>     | 2 |
|                                |                  |                   |                           | <u>社会保険論</u>    | 2 |
|                                |                  |                   |                           | <u>労働政策論</u>    | 2 |
|                                |                  |                   |                           | <u>公的扶助論</u>    | 2 |
|                                |                  |                   |                           | <u>金融入門</u>     | 2 |
|                                |                  |                   |                           | <u>地域企業経営論</u>  | 2 |
|                                |                  |                   |                           | <u>現代社会問題論</u>  | 2 |
|                                |                  |                   |                           | <u>災害社会論</u>    | 2 |
|                                |                  |                   |                           | <u>多文化共生論</u>   | 2 |
|                                |                  |                   |                           | <u>ジェンダーと政策</u> | 2 |
|                                |                  |                   |                           | <u>地域防災・減災論</u> | 2 |
|                                | 「哲学、倫理学、宗<br>教学」 |                   | ○                         | <u>哲学</u>       | 2 |
| ○                              |                  |                   | <u>倫理学</u>                | 2               |   |
|                                |                  |                   | <u>聖書を学ぶ</u>              | 2               |   |
|                                |                  |                   | <u>キリスト教の歴史と思想</u>        | 2               |   |
| 各教科の指導法（情報通<br>信技術の活用を含む。）     | 中 8              | ◎                 | <u>社会・地理歴史科教育法（概論・理論）</u> | 2               |   |
|                                |                  |                   | <u>社会・地理歴史科教育法（実践）</u>    | 2               |   |
|                                |                  | ◎                 | <u>社会・地理歴史科教育法（応用）</u>    | 2               |   |
|                                |                  | ◎                 | <u>社会・公民科教育法（概論・理論）</u>   | 2               |   |
|                                |                  | ◎                 | <u>社会・公民科教育法（実践）</u>      | 2               |   |
|                                |                  | ◎                 | <u>社会・公民科教育法（応用）</u>      | 2               |   |
| 計                              | 中28              | ◎は免許状授与に要する必修科目   |                           |                 |   |
|                                |                  | ○は免許状授与に要する選択必修科目 |                           |                 |   |
| 備考 「哲学」及び「倫理学」はいずれか1科目選択必修となる。 |                  |                   |                           |                 |   |

別表 8（第 8 条第 1 項関係） 保健体育（中学校一種・高等学校一種免許状）

## 1 人間科学部心理行動科学科

## 2023年度入学生から適用

| 教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数                       |                                               |                | 対応する開設授業科目及び単位数 |                        |              |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------|-----------------|------------------------|--------------|
| 区分                                           | 科目                                            | 必修単<br>位       |                 |                        |              |
| 教科<br>及び<br>教科<br>の指<br>導法<br>に関<br>する<br>科目 | 体育実技                                          | 中20<br><br>高20 | ◎               | 体育実技Ⅰ（陸上競技・水泳）         | 1            |
|                                              |                                               |                | ◎               | 体育実技Ⅱ（体づくり運動・器械運動・ダンス） | 1            |
|                                              |                                               |                | ◎               | 体育実技Ⅲ（武道）              | 1            |
|                                              |                                               |                | ◎               | 体育実技Ⅳ（球技）              | 1            |
|                                              | 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） |                | ◎               | 健康と身体活動の基礎A            | 2            |
|                                              |                                               |                | ◎               | スポーツ心理学Ⅰ               | 2            |
|                                              |                                               |                |                 | スポーツ心理学Ⅱ               | 2            |
|                                              |                                               |                | ◎               | 運動方法学                  | 2            |
|                                              |                                               |                |                 | スポーツ社会学                | 2            |
|                                              |                                               |                |                 | スポーツマネジメント             | 2            |
|                                              | 生理学（運動生理学を含む。）                                |                | ◎               | スポーツ生理学                | 2            |
|                                              |                                               |                | ◎               | 人体の構造と機能及び疾病           | 2            |
|                                              | 衛生学・公衆衛生学<br>学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）   |                | ◎               | 衛生公衆衛生学                | 2            |
|                                              |                                               |                | ◎               | 学校保健Ⅰ                  | 2            |
|                                              |                                               |                | ◎               | 学校保健Ⅱ                  | 2            |
|                                              |                                               |                |                 | 学校安全及び緊急処置             | 2            |
|                                              | 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）                        |                | 中 8             | ◎                      | 保健体育科教育法（概論） |
| 高 4                                          |                                               | ◎              | 保健体育科教育法（理論）    | 2                      |              |
|                                              |                                               | ◎              | 保健体育科教育法（実践）    | 2                      |              |
|                                              |                                               | ◎              | 保健体育科教育法（応用）    | 2                      |              |
| 計                                            |                                               | 中28<br><br>高24 | ◎は免許状授与に要する必修科目 |                        |              |
| 備考                                           |                                               |                |                 |                        |              |

別表 9（第 8 条第 1 項関係） 地理歴史（高等学校一種免許状）

1 文学部歴史学科 ～ 2 法学部法律学科 省略

3 地域総合学部地域コミュニティ学科

2023年度入学生から適用

| 教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数 |             |      | 対応する開設授業科目及び単位数        |                |
|------------------------|-------------|------|------------------------|----------------|
| 区分                     | 科目          | 必修単位 |                        |                |
| 教科及び教科に関する指導法に関する事項科目  | 日本史         | 高20  | ◎                      | <u>日本史概説</u> 2 |
|                        |             |      | <u>民俗学概論Ⅰ</u> 2        |                |
|                        |             |      | <u>民俗学概論Ⅱ</u> 2        |                |
|                        |             |      | <u>歴史の中の東北</u> 2       |                |
|                        |             |      | <u>江戸から明治へ</u> 2       |                |
|                        | 外国史         |      | ◎                      | <u>外国史概説</u> 2 |
|                        |             |      | <u>イスラーム世界の形成と展開</u> 2 |                |
|                        |             |      | <u>アジア史概論Ⅰ</u> 2       |                |
|                        |             |      | <u>アジア史概論Ⅱ</u> 2       |                |
|                        |             |      | <u>ヨーロッパ史概論Ⅰ</u> 2     |                |
|                        |             |      | <u>ヨーロッパ史概論Ⅱ</u> 2     |                |
|                        | 人文地理学・自然地理学 |      | ◎                      | <u>地理学要説</u> 2 |
|                        |             |      | <u>東北地域論</u> 2         |                |
|                        |             |      | <u>地域と自然</u> 2         |                |
|                        |             |      | <u>地域データ分析法</u> 2      |                |
|                        |             |      | <u>経済地理学</u> 2         |                |
|                        |             |      | <u>地域システム論</u> 2       |                |
|                        |             |      | <u>気候学</u> 2           |                |
|                        |             |      | <u>地形学</u> 2           |                |

|    |                            |     |                 |                    |   |
|----|----------------------------|-----|-----------------|--------------------|---|
|    |                            |     |                 | 生態学                | 2 |
|    |                            |     |                 | 環境マネジメント           | 2 |
|    |                            |     |                 | 地域防災科学             | 2 |
|    |                            | 地誌  | ◎               | 地誌学要説              | 2 |
|    | 各教科の指導法（情報通<br>信技術の活用を含む。） | 高 4 | ◎               | 社会・地理歴史科教育法（概論・理論） | 2 |
|    |                            |     | ◎               | 社会・地理歴史科教育法（実践）    | 2 |
|    |                            |     | ◎               | 社会・地理歴史科教育法（応用）    | 2 |
| 計  |                            | 高24 | ◎は免許状授与に要する必修科目 |                    |   |
| 備考 |                            |     |                 |                    |   |

別表10（第8条第1項関係） 公民（高等学校一種免許状）

1 経済学部経済学科 ～ 3 法学部法律学科 省略

4 地域総合学部地域コミュニティ学科

2023年度入学生から適用

| 教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数 |                                                         |                              | 対応する開設授業科目及び単位数 |        |       |          |
|------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------|--------|-------|----------|
| 区分                     |                                                         | 科目                           |                 |        |       | 必修単<br>位 |
| 教科及び教科に関する事項の指導法に関する科目 | 教科<br>及び教科<br>教科に関<br>の指する<br>導法専門<br>に関する<br>する項<br>科目 | 「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 | 高20             | ◎      | 政治学概論 | 2        |
|                        |                                                         |                              |                 | 福祉国家概論 | 2     |          |
|                        |                                                         |                              |                 | 政策分析論  | 2     |          |
|                        |                                                         | 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」          |                 | ◎      | 社会学   | 2        |
|                        |                                                         |                              |                 | 市民活動論  | 2     |          |
|                        |                                                         |                              |                 | 地域生活論  | 2     |          |
|                        |                                                         | SDGs 概論                      | 2               |        |       |          |
|                        |                                                         | 共同体と市民社会                     | 2               |        |       |          |

|                                |                            |                      |                                      |                  |   |
|--------------------------------|----------------------------|----------------------|--------------------------------------|------------------|---|
|                                |                            |                      |                                      | 地域社会論            | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | 地域政策論            | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | 地域文化論            | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | 地域福祉論            | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | NPO 論            | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | 福祉社会論            | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | 教育と社会            | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | 環境社会学            | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | SDGs とシティズンシップ論  | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | 経済学概論Ⅰ           | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | 経済学概論Ⅱ           | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | 国際経済学            | 2 |
|                                |                            | 「哲学、倫理学、宗<br>教学、心理学」 | ○                                    | 哲学               | 2 |
|                                |                            |                      | ○                                    | 倫理学              | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | 心理学              | 2 |
|                                |                            |                      |                                      | 社会コミュニケーション論     | 2 |
|                                | 各教科の指導法（情報通<br>信技術の活用を含む。） | 高 4                  | ◎                                    | 社会・公民科教育法（概論・理論） | 2 |
| ◎                              |                            |                      | 社会・公民科教育法（実践）                        | 2                |   |
| ◎                              |                            |                      | 社会・公民科教育法（応用）                        | 2                |   |
| 計                              |                            | 高24                  | ◎は免許状授与に要する必修科目<br>○は免許状授与に要する選択必修科目 |                  |   |
| 備考 「哲学」及び「倫理学」はいずれか1科目選択必修となる。 |                            |                      |                                      |                  |   |

## 5 地域総合学部政策デザイン学科

2023年度入学生から適用

|  |                 |
|--|-----------------|
|  | 対応する開設授業科目及び単位数 |
|--|-----------------|

| 区分                                           |                                 | 科目                                   | 必修単<br>位        |                             |
|----------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|-----------------|-----------------------------|
| 教科<br>及び<br>教科<br>の指<br>導法<br>に関<br>する<br>科目 | 教科<br>に関<br>する<br>専門<br>的事<br>項 | 「法律学（国際法を<br>含む。）、政治学（国<br>際政治を含む。）」 | 高20             | ◎ <u>政治学入門</u> 2            |
|                                              |                                 | <u>福祉国家論</u> 2                       |                 |                             |
|                                              |                                 | <u>政策評価論</u> 2                       |                 |                             |
|                                              |                                 | 「社会学、経済学<br>（国際経済を含<br>む。）」          |                 | ◎ <u>経済学Ⅰ</u> 2             |
|                                              |                                 |                                      |                 | ◎ <u>経済学Ⅱ</u> 2             |
|                                              |                                 |                                      |                 | ◎ <u>国際貿易論</u> 2            |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>SDGs 概論</u> 2            |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>社会保障論</u> 2              |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>財政入門</u> 2               |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>社会保険論</u> 2              |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>労働政策論</u> 2              |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>公的扶助論</u> 2              |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>金融入門</u> 2               |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>地域企業経営論</u> 2            |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>現代社会問題論</u> 2            |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>災害社会論</u> 2              |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>多文化共生論</u> 2             |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>ジェンダーと政策</u> 2           |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>地域防災・減災論</u> 2           |
|                                              |                                 | 「哲学、倫理学、宗<br>教学、心理学」                 |                 | ○ <u>哲学</u> 2               |
|                                              |                                 |                                      |                 | ○ <u>倫理学</u> 2              |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>聖書を学ぶ</u> 2              |
|                                              |                                 |                                      |                 | <u>キリスト教の歴史と思想</u> 2        |
|                                              |                                 | 各教科の指導法（情報通<br>信技術の活用を含む。）」          | 高 4             | ◎ <u>社会・公民科教育法（概論・理論）</u> 2 |
|                                              |                                 |                                      |                 | ◎ <u>社会・公民科教育法（実践）</u> 2    |
|                                              |                                 |                                      |                 | ◎ <u>社会・公民科教育法（応用）</u> 2    |
| 計                                            |                                 | 高24                                  | ◎は免許状授与に要する必修科目 |                             |

|                                |  |                   |
|--------------------------------|--|-------------------|
|                                |  | ○は免許状授与に要する選択必修科目 |
| 備考 「哲学」及び「倫理学」はいずれか1科目選択必修となる。 |  |                   |

## 別表11 省略

## 別表12（第8条第1項関係） 情報（高等学校一種免許状）

## 1 情報学部データサイエンス学科

2023年度入学生から適用

| 教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数 |                     |      | 対応する開設授業科目及び単位数 |                 |
|------------------------|---------------------|------|-----------------|-----------------|
| 区分                     | 科目                  | 必修単位 |                 |                 |
| 教科及び教科に関する指導法に關する事項科目  | 情報社会・情報倫理           | 高20  | ◎               | 情報社会と情報倫理 2     |
|                        |                     |      |                 | 情報サービスと IoT 2   |
|                        | コンピュータ・情報処理（実習を含む。） |      | ◎               | コンピュータ科学 2      |
|                        |                     |      | ◎               | プログラミング概論 2     |
|                        |                     |      |                 | プログラミング基礎 2     |
|                        |                     |      |                 | データサイエンス A 2    |
|                        |                     |      |                 | 人工知能概論 2        |
|                        |                     |      |                 | 数学とコンピュータ 2     |
|                        |                     |      |                 | データサイエンス B 2    |
|                        |                     |      |                 | アルゴリズムとデータ構造 2  |
|                        |                     |      |                 | プログラミング応用 2     |
|                        |                     |      |                 | 機械学習 2          |
|                        |                     |      |                 | モデル化とシミュレーション 2 |
|                        | 情報システム（実習を含む。）      |      | ◎               | ウェブサイト構築法 2     |
|                        |                     |      |                 | ソフトウェア開発論 2     |

|                             |     |                 |            |   |
|-----------------------------|-----|-----------------|------------|---|
|                             |     |                 | データベースシステム | 2 |
| 情報通信ネットワーク（実習を含む。）          | ◎   | 情報理論基礎          | 2          |   |
|                             |     | 情報通信ネットワーク基礎論   | 2          |   |
|                             |     | 情報通信ネットワーク運用論   | 2          |   |
| マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） | ◎   | デジタルメディア表現と技術A  | 2          |   |
|                             |     | デジタルメディア表現と技術B  | 2          |   |
| 情報と職業                       | ◎   | 情報と職業           | 2          |   |
| 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）      | 高 4 | ◎ 情報科教育法（概論・理論） | 2          |   |
|                             |     | ◎ 情報科教育法（実践・応用） | 2          |   |
| 計                           | 高24 | ◎は免許状授与に要する必修科目 |            |   |
| 備考                          |     |                 |            |   |

別表13 ～ 別表22 省略

### 別表23（第9条関係）

教育の基礎的理解に関する科目等（小学校教諭一種免許状） 省略

教育の基礎的理解に関する科目等（中学校教諭・高等学校教諭一種免許状）

教育学科を除く学科 2023年度入学生から適用

| 教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 |                 |                                    |          | 対応する開設授業科目及び単位数 |       |   |
|----------------------|-----------------|------------------------------------|----------|-----------------|-------|---|
| 区分                   | 各科目に含めることが必要な事項 |                                    | 必修単<br>位 |                 |       |   |
| 第3欄                  | 教育の基礎的          | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想               | 10       | ◎               | 教育基礎論 | 2 |
|                      | 理解に関する          | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |          | ◎               | 現代教職論 | 2 |

|     |                |                                                           |            |                                      |                      |   |
|-----|----------------|-----------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------|----------------------|---|
|     | 科目             | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）             |            | ◎                                    | 教育の制度と経営             | 2 |
|     |                | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                                    |            | ◎                                    | 教育心理学                | 2 |
|     |                | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                                |            | ◎                                    | 教育・学校心理学             | 2 |
|     |                | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）                         |            | ◎                                    | 特別支援教育論              | 2 |
| 第4欄 | 道徳、            | 道徳の理論及び指導法                                                | 中10<br>高8  | ☆                                    | 教育課程論                | 2 |
|     | 総合的            | 総合的な学習の時間の指導法                                             |            | ◎                                    | 道徳教育の理論と方法           | 2 |
|     | な学習            | 特別活動の指導法                                                  |            | ◎                                    | 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 | 2 |
|     | の時間            | 教育の方法及び技術                                                 |            | ◎                                    | 教育の方法と技術             | 2 |
|     | 等の指導法及び        | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法                                      |            | ◎                                    | ICT活用の理論と方法          | 2 |
|     | び生徒            | 生徒指導の理論及び方法                                               |            | ◎                                    | 生徒指導・進路指導の理論と方法      | 2 |
|     | 指導、教育相談等に関する科目 | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法<br>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |            | ◎                                    | 教育相談の理論と方法           | 2 |
| 第5欄 | 教育実践に関する科目     | 教育実習                                                      | 中5<br>高3   | ◎                                    | 教育実習Ⅰ（事前事後指導1単位を含む）  | 3 |
|     |                | 学校体験活動                                                    |            | ☆                                    | 教育実習Ⅱ                | 2 |
|     |                | 教職実践演習                                                    | 2          | ◎                                    | 教職実践演習（中・高）          | 2 |
| 合計  |                |                                                           | 中29<br>高25 | ◎免許状授与に要する必修科目<br>☆中学校の免許状授与に要する必修科目 |                      |   |

|                                          |  |
|------------------------------------------|--|
|                                          |  |
| 備考 「教育・学校心理学」は、心理行動科学科にのみ開講し、同学科のみ必修とする。 |  |

教育の基礎的理解に関する科目等（中学校教諭・高等学校教諭一種免許状）

教育学科 2019年度入学生から適用 省略

#### 別表24（第10条関係）

大学が独自に設定する科目（小学校教諭一種免許状） 省略

大学が独自に設定する科目（中学校教諭・高等学校教諭一種免許状）

教育学科を除く学科 2023年度入学生から適用

| 教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数                                                                                                                                                                                                                |                  |           | 対応する開設授業科目及び単位数        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------|------------------------|
| 第6欄                                                                                                                                                                                                                                   | 大学が独自に<br>設定する科目 | 中4<br>高12 | <b>介護体験実習</b> <u>2</u> |
| 備考 ①介護体験実習は、中学校の免許状授与に要する必修科目。<br>②最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」から中学校の免許状については2単位、高等学校の免許状については12単位修得のこと。ただし、高等学校の免許状について、介護体験実習の単位を取得した場合には12単位の中に含めることができる。 |                  |           |                        |

大学が独自に設定する科目（中学校教諭一種免許状）

教育学科 2019年度入学生から適用 省略

大学が独自に設定する科目（高等学校教諭一種免許状）

教育学科 2019年度入学生から適用 省略